

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 福岡財務支局長 |
| 【提出日】 | 平成30年9月28日 |
| 【事業年度】 | 第25期（自平成29年7月1日至平成30年6月30日） |
| 【会社名】 | 株式会社ホープ |
| 【英訳名】 | HOPE, INC. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長兼CEO 時津 孝康 |
| 【本店の所在の場所】 | 福岡市中央区薬院一丁目14番5号 MG薬院ビル |
| 【電話番号】 | 092-716-1404（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役CFO 大島 研介 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 福岡市中央区薬院一丁目14番5号 MG薬院ビル |
| 【電話番号】 | 092-716-1404（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役CFO 大島 研介 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号） |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第20期 | 第21期 | 第22期 | 第23期 | 第24期 | 第25期 |
|----------------------------|-----------|----------|-----------|-------------|-------------|-------------|
| 決算年月 | 平成25年 9月 | 平成26年 6月 | 平成27年 6月 | 平成28年 6月 | 平成29年 6月 | 平成30年 6月 |
| 売上高 (千円) | 695,253 | 635,920 | 1,142,260 | 1,592,336 | 1,774,883 | 2,269,467 |
| 経常利益又は経常損失 (千円) | 4,261 | 30,559 | 71,258 | 146,730 | 34,626 | 114,043 |
| 当期純利益又は当期純損失 (千円) | 2,725 | 34,630 | 47,585 | 92,370 | 17,949 | 128,457 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (千円) | - | - | - | - | - | - |
| 資本金 (千円) | 128,667 | 128,667 | 128,667 | 245,639 | 246,945 | 246,945 |
| 発行済株式総数 (株) | 1,178 | 1,178 | 1,178 | 1,390,200 | 1,394,200 | 1,394,200 |
| (うち普通株式) | (790) | (790) | (790) | (1,390,200) | (1,394,200) | (1,394,200) |
| (うちA種優先株式) | (157) | (157) | (157) | - | - | - |
| (うちB種優先株式) | (231) | (231) | (231) | - | - | - |
| 純資産額 (千円) | 211,219 | 176,907 | 224,630 | 549,456 | 571,789 | 445,966 |
| 総資産額 (千円) | 707,614 | 850,244 | 1,231,279 | 1,593,714 | 1,681,038 | 1,954,244 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 45,305.18 | 15.92 | 56.43 | 395.15 | 409.56 | 317.23 |
| 1株当たり配当額 (円) | - | - | - | - | - | - |
| (うち1株当たり中間配当額) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円) | 2,846.25 | 29.40 | 40.40 | 77.24 | 12.89 | 92.14 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円) | - | - | - | 75.13 | 12.56 | - |
| 自己資本比率 (%) | 29.8 | 20.8 | 18.2 | 34.5 | 34.0 | 22.6 |
| 自己資本利益率 (%) | 2.1 | 17.9 | 23.7 | 23.9 | 3.2 | 25.4 |
| 株価収益率 (倍) | - | - | - | 27.9 | 116.3 | 14.1 |
| 配当性向 (%) | - | - | - | - | - | - |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (千円) | - | 12,698 | 64,331 | 36,442 | 76,995 | 72,144 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (千円) | - | 17,106 | 4,257 | 14,048 | 94,064 | 24,620 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (千円) | - | 11,391 | 4,353 | 211,156 | 11,451 | 171,322 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (千円) | - | 242,244 | 306,480 | 540,031 | 357,519 | 432,077 |
| 従業員数 (人) | 26 | 50 | 59 | 79 | 116 | 169 |
| (外、平均臨時雇用者数) | (3) | (7) | (9) | (9) | (15) | (17) |

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第21期は、決算期の変更により、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの9か月間の変則決算であります。

3. 売上高には消費税等は含まれておりません。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、第20期から第23期及び第25期は関連会社を有していないため記載しておりません。第24期は持分法を適用した場合の損益が発生しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第20期は潜在株式が存在しないため、第21期は1株当たり当期純損失であり、また新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しておりますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、第22期は新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しておりますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、第25期は潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 第20期から第22期までの株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 第20期は、キャッシュ・フロー計算書を作成していないためキャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
8. 上記の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しております。なお、第21期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けておりますが、第20期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
9. 平成28年3月3日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っており、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（ ）及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
- そこで、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第20期の数値（1株当たり配当額はすべての数値）について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けておりません。

| 回次 | 第20期 |
|-----------------------------|------------|
| 決算年月 | 平成25年9月 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 45.31 |
| 1株当たり当期純損失 () (円) | 2.85 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円) | - |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円) | - (-) |

2【沿革】

当社の代表取締役社長兼CEOである時津孝康は、大学在学中の平成17年初頭、地方公共団体等の行政機関（以下「自治体」という。）の有する資産の中に事業として活用可能な未利用資源（遊休スペース）が存在することに気づき、休眠状態にあった有限会社時津建設（平成5年10月設立、資本金3,000千円、本店福岡県朝倉郡夜須町（現筑前町））を引き継ぎ、同年2月に商号を有限会社ホープ・キャピタルに変更のうえ、代表取締役社長に就任いたしました。

以降、現在までの主な変遷は次のとおりであります。

| 年月 | 概要 |
|----------|---|
| 平成17年2月 | 福岡県朝倉郡夜須町（現筑前町）にて有限会社ホープ・キャピタルとして事業を開始 |
| 平成18年6月 | 自治体が保有する遊休資産・未利用スペースの広告事業化を行う「デッドスペースサービス（以下「DSサービス」という。）」を開始 |
| 平成19年5月 | 有限会社を改組し、商号を株式会社ホープ・キャピタル（資本金3,000千円）に変更 |
| 平成21年4月 | 商号を株式会社ホープに変更 |
| 平成21年5月 | 規模拡大に伴い本社を福岡市中央区天神に移転 |
| 平成23年11月 | 規模拡大に伴い本社を福岡市中央区薬院に移転 |
| 平成24年8月 | 一般財団法人日本情報処理開発協会からプライバシーマークの認証を取得 |
| 平成25年3月 | 情報セキュリティマネジメントシステムのISMS（ISO 27001：2013）の認証を取得 |
| 平成25年9月 | 自治体情報誌の制作無償請負を行う「メディアクリエーションサービス（以下、「MCサービス」という。）」を開始 |
| 平成26年5月 | 決算期を9月から6月に変更 |
| 平成26年7月 | 広報紙等自治体情報配信アプリ「マチイロ（旧i広報紙）」を正式にリリースし、「情報プラットフォームサービス」を開始 |
| 平成26年8月 | 自治体向け営業活動の支援・代行等を行う「BPO支援サービス（旧営業活動支援サービス）」を開始 |
| 平成28年6月 | 東京証券取引所マザーズ市場及び福岡証券取引所Q-Board市場に新規上場 |
| 平成28年9月 | 自治体広告やエリア限定広告に特化したマーケットプレイスサービス「LAMP」を開始 |
| 平成29年1月 | 自治体の課題に対してソリューション提供を行う「ビジネスプロセスコンサルティングサービス」を開始 |
| 平成29年3月 | Trim株式会社と育児・ヘルスケア分野における包括的業務提携 |
| 平成30年3月 | 小売電気事業者登録を完了し、自治体の経費削減を支援する電力小売サービス「GENEWAT」を開始 |

3【事業の内容】

当社は「自治体を通じて人々に新たな価値を提供し、会社及び従業員の成長を追求する」を企業理念に掲げ、「財政難に苦しむ地方自治体向けに新たな自主財源確保を」を合言葉に、自治体の自主財源確保を支援するP P S事業（Public Private Sharing）を行っております。なお、P P Sとは、自治体が有する公共資産等を民間と共有することで、自治体には自主財源の確保を、民間には事業活動や販売促進活動の機会を提供するという両者双繁栄のサービスを行うことを意味しております。当社はP P S事業の単一セグメントであります。P P S事業を、その事業モデルに応じて「財源確保支援サービス」、「B P O支援サービス」、「情報プラットフォームサービス」及び「マーケットプレイスサービス」の4つのサービスに区分しております。

P P S事業における各サービスの具体的な内容は次のとおりであります。

(1) 財源確保支援サービス

財源確保支援サービスでは、自治体が有するホームページや広報紙等の広告枠を仕入れ、民間企業に販売するD Sサービス、及び自治体が住民向けに発行する子育て情報冊子等のデザイン・制作業務を当社が行い、自治体に寄贈するM Cサービスを行っております。なお、財源確保支援サービスは現在当社の主たるサービスであり、売上高の大半を占めております。

D S（デッドスペース）サービス

D Sサービスは、自治体が有するホームページ、広報紙、公務員に配られる給与明細、各種封筒等の配布物等、様々な媒体の広告枠を入札により仕入れ民間企業に販売するサービスであり、自治体の自主財源確保の手段の一つとして、既存の遊休スペースの有効活用を支援するという特徴があります。自治体広告市場は、自治体の財政状況が厳しさを増す中で、自治体資産に民間事業者の広告を掲載することで新たな財源を確保し、また、情報発信を通じて市民サービスの向上や地域経済の活性化など、二次的な効果を期待して立ち上がったものと言われております。平成16年度に横浜市が全国に先駆けて広告事業の専門組織を立ち上げ、全市的に広告事業を展開し、また、平成17年に国の「行政効率化推進計画」に、効率化のための取り組みとして「国の広報印刷物への広告掲載」が追加され、これにより自治体の広告事業への取り組みが拡がりました（注）。しかしながら、従前、自治体が自ら広告枠の販売を行っていた際には、自治体は事務作業や事務コスト等を負担しなければならず、また、自治体にノウハウが少ないために広告枠が売れ残り、想定していた財源を確保できない場合もありました。

同サービスでは、当社が広告枠を一括で仕入れ民間企業への販売を行うため、自治体は事務作業・コスト負担の削減、安定した財源確保が可能となります。また、広告主に対しては、企業ごとのターゲットエリア、ターゲット層にマッチした媒体への広告掲載を提案することで、広告効果という付加価値を提供しております。

（注） 「自治体の収入増加に関する調査研究」（平成22年3月 財団法人地方自治研究機構）による。

M C（メディアクリエーション）サービス

M Cサービスは、住民向けに自治体が発行する子育て情報冊子等について、当社が広告主を募集し、制作した当該情報冊子等を自治体に寄贈するサービスであります。自治体が自費制作する場合、費用の関係からページ数や色数等デザインに制限を受けてしまい、また、事務作業や事務コストの負担の関係から発行できない自治体もあります。同サービスでは、当社がデザイン・制作を無償で行うため、自治体は事務作業やコストの大幅な削減が可能となる他、デザイン性の高い情報冊子等の提供が可能となります。また、広告主に対しては、企業のサービス内容、ターゲットエリアやターゲット層にマッチした媒体への広告掲載を提案することで、広告効果という付加価値を提供しております。なお、現在の主な取扱媒体は、子育てに関する情報を集約した「子育て情報冊子（注）」と、空き家対策に関する情報を集約した「空き家対策冊子」ですが、介護に関する分野等への展開も進めております。

（注） 厚生労働省による「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」の一環として子育て支援に関する情報を提供するために作成される冊子。

(2) BPO支援サービス

BPO支援サービスでは、自治体に対し商品やサービスのニーズ等に関する調査を行う「マーケティングリサーチサービス」、及び自治体が抱えるインパウンドを含む観光誘致や移住定住促進に関することなどの課題を解消し、地域の活性化を図るため、企画立案・実行、効果検証、次の施策に繋がる提案まで一括したソリューションを提供する「ビジネスプロセスコンサルティングサービス」を行っております。

マーケティングリサーチサービス

自治体に対し、事業会社の商品やサービスのニーズ等に関する調査を行っております。事例としては、市役所内の業務環境改善の一環としてコーヒーメーカーの設置に関する調査やWi-Fi環境の整備状況に関する調査等が挙げられます。

ビジネスプロセスコンサルティングサービス

ビッグデータの分析等の事前調査により、自治体の課題を把握し、個別のケースに合わせてカスタマイズしたメニューを組み合わせて、課題解消のための企画を立案・実行いたします。さらには、その効果の事後的検証と次の施策に繋がる提案まで一貫したソリューションを提供するというPDCAサイクルを回すことで、自治体の抱える課題を解消する自治体向けサービスを行っております。

(3) 情報プラットフォームサービス

情報プラットフォームサービスは、自治体が発行する広報紙を含め様々な紙媒体の情報メディアを発行自治体との協定に基づき電子メディア化しスマートフォン対応アプリ「マチイロ」に掲載するサービス、及び発信情報を住民目線で再編集し、同アプリで閲覧できるサービス（地域住民向け自治体コンテンツのキュレーションサービス（注））を行っております。なお、キュレーションサービスは「子ども（子育て）」「イベント」「福祉（介護）」「仕事」といったテーマごとの切り口で自治体情報を横断的に閲覧できるサービスです。現在、自治体による広報紙等の掲載、ユーザーによるダウンロードや情報の閲覧といったサービスは無料で提供しており、アプリ内に掲示される広告により収入を得ております。平成30年6月現在、731の自治体がマチイロを導入しており、ダウンロード数も約32万に達しております。










（注） ウェブ上のコンテンツを、ある特定のテーマや切り口で読みやすくまとめ、編集・共有・公開するサービス。

(4) マーケットプレイスサービス

マーケットプレイスサービスは、自治体広告やエリア限定の広告に特化したマーケットプレイス「LAMP」の運営を行っております。

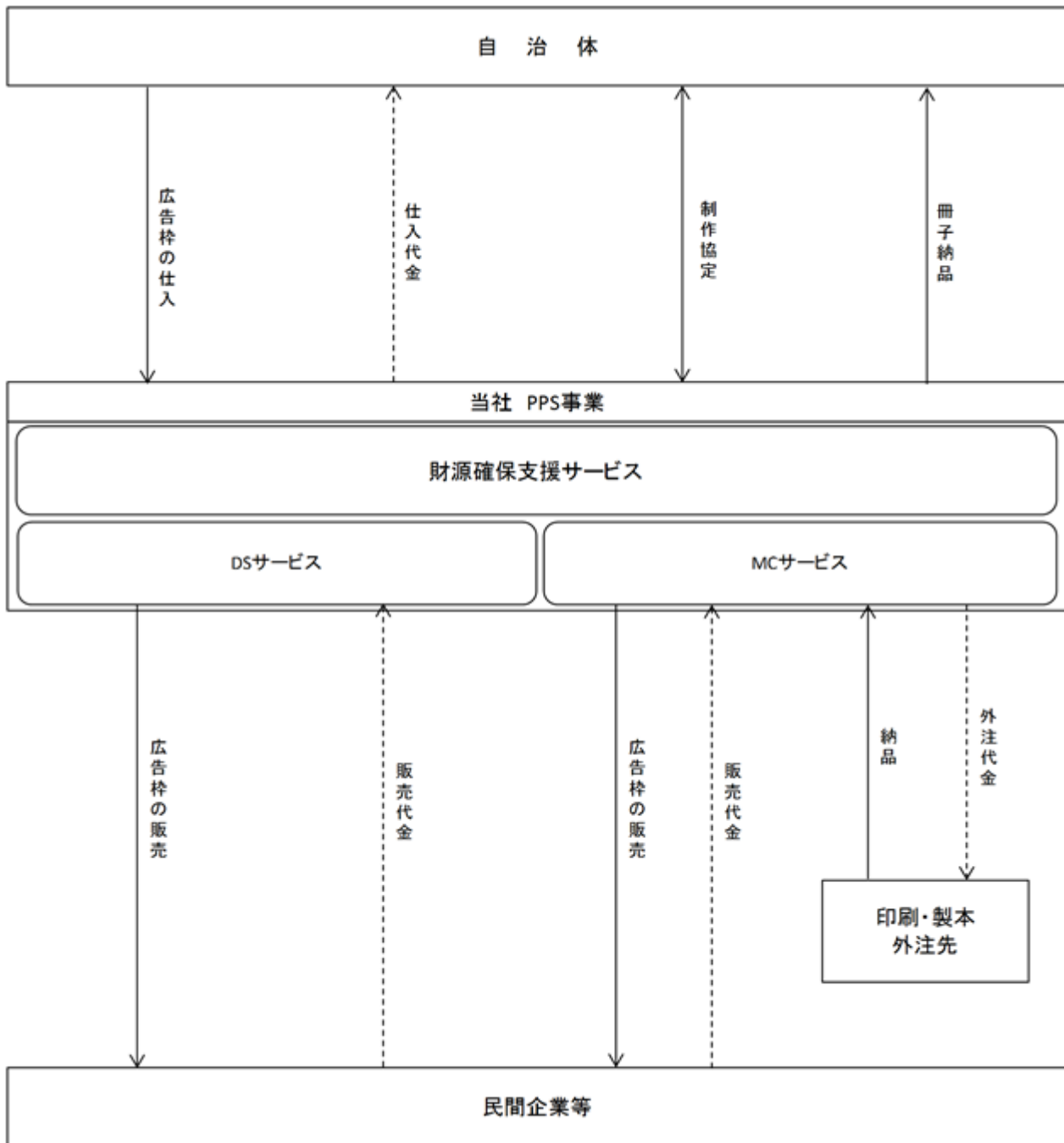
これにより、自治体は、広告媒体の登録や広告主の募集・管理をLAMP上にて一元的に行うことができるため、自治体の業務負担が軽減され、効果的かつ効率的な広告募集が可能となります。また、当社はこれまでは収益性の観点から自治体広告サービスの提供が困難であった小規模自治体に対してもサービス提供を行うことが可能となっております。

なお、財源確保支援サービスにおける主な媒体種別の一覧及び特徴は次のとおりであります。

| 媒体種別 | 特徴 | イメージ |
|-----------|--|---|
| ホームページバナー | 自治体のホームページ上に設けた広告枠を販売します。 自治体のホームページ訪問者へ訴求する広告を掲載できるという特徴があります。 |  |
| 広報紙 | 自治体が発行する広報紙内に設けた広告枠を販売します。 定期的に行き渡り、地域住民へ個別に配布されるため、リーチ力に優れた広告を掲載できるという特徴があります。 |  |
| 公務員給与明細 | 公務員の給与明細書内に設けた広告枠を販売します。 公務員への給与支給の都度配布され、公務員という一定のターゲットへ訴求する広告を掲載できるという特徴があります。 |  |
| カレンダー | ごみ収集カレンダーや市民イベントカレンダー等に設けた広告枠を販売します。 家庭で長期的に保存され閲覧されるという特徴があります。 |  |
| 各種封筒等 | 納税通知書送付用封筒や各種健診通知用封筒、介護保険通知書送付用封筒等の自治体が発送する封筒に設けた広告枠を販売します。 封筒種別によってターゲットを特定でき、必ず手元に届くという特徴があります。 |  |
| 庁舎等内外 | 自治体の庁舎等内外（窓口カウンター部、エレベーターの扉、掲示板・壁面など）を広告枠として利用し、販売します。 庁舎等に勤める公務員をメインターゲットとし、訪れる市民も含めて訴求する広告を掲載できるという特徴があります。 |  |
| デジタルサイネージ | デジタルサイネージ化された公有財産に流れる映像内に広告を放映します。 近年注目される媒体であり、不特定多数の市民等をターゲットとした広告を掲載できるという特徴があります。 |  |
| 公共車車体 | 自治体の保有する車両（例 ゴミ収集車、公用車）に設けた広告枠を販売します。 掲示されるタイプの広告としては一定の場所に留まらないという特徴があります。 |  |
| 子育て情報冊子 | 子供が生まれた家庭向けに自治体から配布される子育て情報冊子に設けた広告枠を販売します。 母親世代へ直接的に配布されるため、母親という一定のターゲットへ訴求する広告を掲載するという特徴があります。 |  |

[事業系統図]

当社の主要なサービスである、財源確保支援サービスの事業系統図は以下のとおりであります。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

なお、当社の関連会社であったTrim株式会社は、平成30年4月20日における同社の第三者割当増資により、当社の持分比率が低下し、財務及び営業の方針決定に対して与えることができる影響も重要ではなくなったため、当社の関連会社ではなくなりました。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年6月30日現在

| 従業員数(人) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|---------|---------|-----------|------------|
| 169(17) | 28.6 | 2.0 | 3,450 |

(注)1. 従業員数は就業人員数であり、()書きは外書きで臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、派遣社員)は年間の平均雇用者数(1日8時間換算)を記載しております。なお、当社から社外への出向者、社外から当社への受入出向者はありません。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当期中において従業員数が53名増加しております。主な理由は業容の拡大に伴い、定期及び期中採用が増加したことによるものであります。

4. 当社は、PPS事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「自治体を通じて人々に新たな価値を提供し、会社及び従業員の成長を追求する」ことを企業理念に掲げ、自治体の自主財源確保を支援するP P S事業を展開しております。具体的には、当社の主要サービスである財源確保支援サービスにおいて、自治体が有するホームページや広報紙等の広告枠を仕入れ、民間企業に販売するD Sサービス、及び自治体が住民向けに発行する子育て情報冊子や空き家対策冊子等のデザイン・制作業務を当社が行い、自治体に寄贈するM Cサービス、自治体との取引実績・ノウハウを背景とし、自治体と民間企業を繋ぐサービスの提供、及び自治体が抱える課題を解消し、地域の活性化を図るためのソリューションの提供を展開してまいりました。また、新たに電力販売事業に参入し、自治体の経費削減を推進しております。今後も、既存サービスの逐次改善と新規サービス・事業の開発により、自治体を通じた世の中への新たな価値提供を実現し、企業価値並びに株主価値の向上を目指してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社は、売上高成長率を重要な経営指標として定めるとともに、売上高の成長に伴い、中長期的に売上高営業利益率及び売上高経常利益率を向上させることを重視して経営を行っております。また、これらを支える指標として、従業員一人当たりの売上高、売上総利益、営業利益及び経常利益も重視しております。今後は、上場企業として企業価値及び株主価値を上げていくことも重要であるため、資本効率を測る指標として総資産経常利益率及び自己資本利益率も中長期的に向上させていきたいと考えております。

(3) 中期的な会社の経営戦略

当社が展開するP P S事業の主要取引先である自治体においては、自主財源確保のため、広告事業の導入数が増加傾向にあり、また、広告枠を活用する媒体の種類も従前のホームページバナーや広報紙に留まらず、様々な媒体で導入されつつあります。こうした自治体の広告市場においてシェアを確保するため、当社はD Sサービスにおいて、取引先自治体数の拡大と取扱う媒体種別の拡充を図っております。また、M Cサービスにおいて、子育て情報冊子、空き家対策冊子以外の新規媒体開発に加えて、アプリを初めとした多面的展開や新たな付加価値の創出を行い、競争力を高めることで、全国的に拡充を推進すること、及び収益性を向上させることが重要であると考えております。さらに、これらの財源確保支援サービスに次ぐ、新たな収益の柱となるビジネスモデルの確立も重要であると考えており、電力販売事業の拡大に加えて、新規メディアの開拓等に注力してまいります。また、社内ITインフラの拡充及び既存システムの改善などのIT化を推し進めるとともに、マーケティングの強化を図ることで、営業の生産性及び収益性の改善にも注力してまいります。

(4) 経営環境及び対処すべき課題

財源確保支援サービスにおいては、平成30年6月末現在596自治体との契約を獲得しており、自治体の総数が1,963(都道府県、市町村、東京都の特別区部、政令指定都市の行政区の合計数(平成30年6月末現在))に及び、30.4%程度となっております。しかしながら、その中には取引規模の小さな自治体も多くあり、新規メディア等の新たなサービスライン、電力販売等、財源確保支援サービス以外のサービス提供を含め、それらの自治体との取引規模を拡大し、加えて、未開拓の自治体との取引も増加させていくことが重要であると考えております。そのためには、以下の課題への対処が必要であると考えております。

D Sサービスの収益性改善・向上

当社が継続的にD Sサービスを収益事業として位置付けていくためには、D Sサービスにおける収益規模を押し上げつつ、その収益性を改善・向上することが重要であると考えております。

これを実現するための施策として、販売戦略とその進捗状況をより可視化できる社内ツールの作成・運用によるP D C Aの高速化、営業力強化を目的とした新教育制度の推進等を行ってまいります。こちらは非常に重要であると考えており、これら施策を実行・推進する部門を新たに設置しております。また、中長期的な収益性の改善を実現するために、戦略的な観点を踏まえ、適切な価格で仕入れを行うことを目的とした応札価格の妥当性の検証とより一層のノウハウの蓄積と業務実態への反映といったP D C Aサイクルの運用を行うことが重要であると考えております。

M Cサービスの原価改善と季節変動の緩和による制作効率・販売効率の改善

現在当社のM Cサービスにおける主力メディア・コンテンツは「子育て情報冊子」及び「空き家対策冊子」となっております。これら以外にも、国が進めている政策に関連して、防災に関するもの、介護に関するもの、婚姻及び終活に関するものなどがあります。一件当たりの収益性を向上させるための原価改善を行っていくとともに

に、一時期に制作や販売が集中している傾向を少しでも解消し、制作効率及び販売効率を改善することが課題であると認識しております。

当社においては、このようなニーズに対応可能な制作体制の確保が課題であると同時に、自治体の予算執行の観点から同時期に作業が集中する傾向が強いため、これに柔軟に対応できる体制へ制作体制を強化することが課題であると考えております。

情報プラットフォームの収益性確保等

当社の運営する「マチイロ」は地域住民向け自治体コンテンツのキュレーションサービスを基本とし、ユーザー目線で再編集することで、自治体コンテンツの横断的な検索・閲覧が可能となっています。しかしながら、未だ大きな収益獲得には至っておりません。自治体との契約数は順調に伸びており、情報プラットフォームとしての素地は整備されたものと考えておりますが、具体的な収益化計画を改めて策定し、それを実現していくことが課題であると認識しております。

また、平成30年6月にリリースした子育てアプリ「マチカゴ」については、導入自治体数を増やすとともに、将来の収益化に向けてコンテンツの拡充を初めとして付加価値の高いサービスを提供できるようにバージョンアップしていくことが当面の課題であると考えております。

新規事業・サービスへの挑戦

当社の行う事業は行政政策や社会的な課題の変化に直接的に影響を受け、誕生・発展してきたと言えます。その中で当社が継続して独自の成長を果すためには、自治体に特化したサービスを提供するリーディングカンパニーとして、行政政策等自治体を取り巻く環境の変化への機敏な対応を軸に、自治体との取引実績、ノウハウ、営業力の有効活用、ITによる効率的な事業化への取り組み等を行い、自治体の自主財源確保に繋がる新たなサービスを開発していくことが重要であると考えております。

優秀な人材の確保及び育成

今後、当社が持続的に成長していくためには、組織において中核的な役割を担う人材の確保と育成が課題であると認識しております。この課題に対処するために、当社の企業理念に意志の合致した人材の採用を進めるとともに、モチベーションの向上に繋がる教育制度の構築に積極的に取り組んでまいります。

経営管理体制の強化

事業の成長や業容の拡大に伴い、経営管理体制のさらなる充実・強化が課題であると認識しております。現状、経営の意思決定や社内手続等が適正に行われるようガバナンスの強化に努め、コンプライアンスや適時開示体制を重視した経営管理体制の構築を行っておりますが、安定したサービスを世の中に提供し、企業価値を継続的に向上させるとともに、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように、事業規模に応じた内部統制の整備、強化、見直しや法令遵守の徹底に努めてまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあると考えられる事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性のある全てのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業内容に由来するリスク

業容拡大のための人員確保について

当社は自治体との取引及び営業網の拡大に合わせ、営業員の積極的な採用を行い、組織体制の強化を図っていく方針であります。

当社では、OJT制度による人材育成やモチベーション向上のためにご近所手当（会社の近隣居住者に対する手当を支給する制度）、目標管理制度による人事考課、出産祝金、資格支援等ユニークな人事・福利厚生制度の充実を行っております。しかし、今後、安定した人材の確保が行えない場合や、当社人員計画と大幅に乖離した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

わが国の人口動態に係るリスクについて

自治体が所有する媒体の価値は、各自治体における人口と密接に関連しております。しかしながら、わが国の合計特殊出生率は、1960年代後半以降減少傾向にあり、極めて低い水準にあります。

今後、人口の減少に伴い、媒体の利用者が減少することになれば、当社が取扱う広告枠の価値が低下し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

現在、契約する自治体数、取り扱う媒体数の観点から、当社と同規模以上にDSサービスについての事業展開をしている企業は存在しないものと認識しております。

当社は、今後においてもPPS事業の規模拡大を背景に、サービスの拡充を図ることにより、マーケット・シェアの一層の向上を推進していく方針ですが、大手企業の新規参入や地域ごとの同業者における事業規模拡大等により、マーケット・シェアの獲得競争が激化した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

入札（商品仕入）に係るリスクについて

当社の行うDSサービスにおいて販売する広告枠の大部分は、自治体における入札により仕入れております。当社は適正な媒体価値の把握とノウハウ・営業力により、適切な応札価格（入札に応じる金額）で商品仕入を行うよう最善の努力を行っております。

しかしながら、媒体価値の見誤り、他社の応札金額の保守的な見積り等による高い金額での落札により、売上原価が上昇するリスクがあります。また、他社による高い金額の応札、自治体による最低落札価格の引上げ等外部環境の変化により、十分に商品仕入を行えなくなるリスクがあります。これにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

商品特性に固有のリスク（在庫リスク）について

当社の行うDSサービスにおいて販売する広告枠の大部分は、暦年度（4月から翌年3月）を一括の期間とし、12か月分を自治体から在庫リスクを負担する形で仕入れており、これを一定の単位に区切って広告主に販売しております。そのため、販売実績が計画から大幅に乖離した場合に、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

成長性と新規事業について

当社の行うMCサービスは、スタートして5年が経過し、当事業年度においては前事業年度比で約68%の増収となったものの、DSサービスに比べてまだ規模は小さいものであります。また、日本の自治体数は平成30年6月現在1,963であり、未着手の自治体が多くあるものの、その数には限りがあります。現在は子育て分野がMCサービスの5割以上、空き家対策に関する分野が約2割を占めておりますが、介護関連分野、婚姻関連分野などの分野へのMCサービスの展開も行っており、今後も当面の成長性は確保できる見込みであるものの、継続的に成長を果たすためには、MCサービスの新規分野への積極的な推進や新規サービスの展開等を図っていく必要があります。

しかしながら、事業計画の立案や実施に何らかの支障が生じ、これらが実現できない場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

業績の季節変動による影響について

当社の四半期における業績は、第4四半期において、売上高及び営業利益が偏重する傾向にあります。

これは、MCサービスの子育て情報冊子等の発行が4月から6月に集中する傾向にあるためであります。

当社は、当該季節的要因を踏まえた受注計画及び制作計画を策定し、発行の増加が見込まれる時期の売上の確保に努めておりますが、何らかの事情により計画どおりの受注及び制作が行えなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

| | 第25期事業年度（自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日） | | | | |
|-------------------|------------------------------------|---------|---------|---------|-----------|
| | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 通期 |
| 売上高（千円） | 378,262 | 447,912 | 500,279 | 943,013 | 2,269,467 |
| 構成比（％） | 16.7 | 19.7 | 22.0 | 41.6 | 100.0 |
| 営業利益又は営業損失（ ）（千円） | 107,005 | 93,900 | 85,115 | 164,204 | 121,817 |
| 構成比（％） | - | - | - | - | - |

（注）営業利益の構成比については、各四半期の営業利益金額に正負の数値が混在するため記載しておりません。

経済動向及び気象の影響について

当社が当事業年度から参入した電力販売市場は、取引電力量が景気動向及び猛暑や極寒などの気象によって左右される可能性があります。また、電力の仕入れ価格、燃料価格の高騰や、需給バランスの観点から電力の卸市場における価格変動リスクにさらされております。これらにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制に関するリスク

事業に関する法的規制について

当社が行う事業では、主に以下に掲げる法律等の規制を受けております。

a. 特定商取引に関する法律

- ・電話勧誘販売における一定の事項に関する規制、禁止行為等の遵守が求められております。

b. 不当景品類及び不当表示防止法

- ・商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止が求められております。

c. 電気事業法

- ・電気の利用者の利益の保護、かつ電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全確保及び環境の保全が求められております。

当社は、上記法的規制の遵守を徹底しておりますが、法律に抵触する事項があった場合には、行政処分の対象となることがあり、その場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の漏洩リスクについて

当社は、顧客の個人情報を取り扱っており、「個人情報の保護に関する法律」に規定される個人情報取扱事業者者に該当いたします。個人情報の取り扱いにつきましては、個人情報保護基本規程の整備・運用等厳重な対策を講じています。また、個人情報の適切な保護措置を講ずる体制の構築・維持の一環として、プライバシーマーク（第18860140(03)号）、及びISMS（ISO 27001：2013）の認定を受け、個人情報の適切な取扱いに努めております。

しかしながら、万一個人情報外部に流出した場合には、当社の社会的信用が毀損され企業イメージの低下を招くなど、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、損害賠償請求等、不測の損害が生じる可能性もあります。

(3) その他のリスク

風評の影響について

当社が取扱う広告枠は、全国の自治体から仕入れております。そのため、何らかのリスクが顕在化し、風評の影響等により自治体との取引を制限された場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

特定経営者への依存について

当社代表取締役社長である時津孝康は当社の経営方針や事業戦略の立案・決定における中枢として重要な役割を果たしております。

当社では、同氏に過度に依存しないための組織体制として、経営組織の強化を図っておりますが、当面の間は同氏への依存度が高い状態で推移するものと考えております。このような状況において、同氏の事業への関与が困難となった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

小規模組織であることについて

当社は、本書提出日現在、取締役7名（うち社外取締役3名）、監査役3名（うち非常勤監査役2名）、従業員数169名（臨時雇用者を除く）の人員数で事業を展開しており、会社の規模に応じた内部管理体制や業務執行体制を整備しております。万一、業容拡大に応じた人員の確保が順調に進まず、役職員による業務執行に影響が生じた場合、あるいは役職員が予期せず退社した場合には、内部管理体制や業務執行体制が有効に機能せず、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権行使の影響について

当社は、当社役員及び従業員に対して新株予約権を付与しております。

これらの新株予約権が権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。なお、当事業年度末現在これらの新株予約権による潜在株式数は244,700株であり、潜在株式数を含む発行済株式総数1,638,900株の14.9%に相当しております。

利益還元について

当社は将来に向けた事業の拡大に向け、必要な人材の確保を行うため、また迅速な経営に備えるため、内部留保の充実が重要であると認識しており、設立以来、無配としております。しかし、株主に対する利益還元として配当を行うことも重要な経営課題であると認識しており、今後も、每期確実に利益を計上することを目指して財務体質の強化を図り、財政状態及び経営成績を勘案しながら、配当を実施する方針であります。

ただし、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

人材採用に関するリスクについて

今後、当社が継続的に成長していくためには、人材の確保が重要であり、新卒採用及び中途採用のいずれも力を入れております。特に新卒採用については平成19年から継続して行っており、今後も積極的に行い、人材の確保を推進していく方針であります。また、中途採用におきましても、人材紹介の積極的な活用を行うなど注力し、質・量・時期を意識したうえで優秀な即戦力の確保も強化していく方針であります。

しかしながら、人材に関する市況環境の変化等により人材採用が計画から大幅に乖離した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、政府や日銀による施策を背景に、企業収益及び雇用・所得環境の改善が続いたことで、個人消費にも持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、海外経済においては、欧米諸国の政治動向や、東アジアにおける地政学リスクによる金融資本市場への影響が懸念される中で、依然として先行き不透明な状況が続きました。

また、地方財政は、総務省発表の「地方財政の状況」（平成30年3月発表）によれば、平成28年度の歳入は101兆4,598億円（前年比0.4%減）、歳出は98兆1,415億円（同0.3%減）となっており、歳入・歳出共に減少する結果となりました。これは、東日本大震災分の決算規模の減少が、通常収支分の決算規模の増加を上回ったことによって、全体の決算規模が縮小したためです。歳入においては、国庫支出金の増加等により、通常収支分は1,311億円増となったものの、繰入金の減少等により、東日本大震災分は5,888億円減となりました。歳出においては、性質別に見ると、扶助費の増加等により、通常収支分は1,958億円増となったものの、普通建設事業費の減少等により、東日本大震災分は4,595億円減となりました。また、歳入のうち、当社の行う財源確保支援サービスに関連する財産収入は、6,080億円（同6.1%減）となりました。一方で、歳出のうち、自治体の広報印刷物の外注作成費を含む需用費は1兆6,213億円（同3.9%減）、自治体業務の外部委託（BPO）に関する委託料は5兆5,876億円（同2.2%増）となりました。

当社を取り巻く広告業界におきましては、前年のリオデジャネイロ・オリンピック・パラリンピック等の反動減による影響から、前年実績を下回る結果となりました。経済産業省発表の「特定サービス産業動態統計調査」（平成30年5月確報）によれば、平成29年の我が国における広告業の売上高は5兆9,993億円（同1.5%減）となっております。前年の業務種別では、「インターネット広告」（同9.5%増）、「その他」（同4.7%増）が増加した一方、「4媒体広告（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ）」（同2.6%減）、「屋外広告」（同4.8%減）、「交通広告」（同0.8%減）、「折込み・ダイレクトメール」（同3.8%減）、「海外広告」（同7.7%減）、「SP・PR・催事企画」（同6.1%減）が減少しております。

このような環境の中で、当社は「自治体を通じて人々に新たな価値を提供し、会社及び従業員の成長を追求する」という企業理念のもと、前事業年度以降を「第二創業期」と捉え、さらなる成長のための施策を実施してまいりました。具体的には、既存事業の収益性回復・付加価値向上及び新規事業開発による新たな収益の柱の創出を目標として、厳しさを増す人材獲得競争に打ち勝つべく採用への投資を強化するとともに、事業開発、マーケティング、ITに係る機能を新たに設置し、経営資源を投下してまいりました。なお、事業開発活動においては、自治体の経費削減を支援することを主たる目的に、当事業年度から電力販売事業に参入いたしました。

以上の結果、当社の当事業年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

(財政状態)

当事業年度末における資産合計は、前事業年度末に比べ273,206千円増加し、1,954,244千円となりました。

当事業年度末における負債合計は、前事業年度末に比べて399,029千円増加し、1,508,278千円となりました。

当事業年度末における純資産合計は、前事業年度末に比べて125,823千円減少し、445,966千円となりました。

詳細については、「(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容 ロ．財政状態の分析」をご参照ください。

(経営成績)

売上高は2,269,467千円（前期比27.9%増）、営業損失は121,817千円（前期は営業利益23,923千円）、経常損失は114,043千円（前期は経常利益34,626千円）、当期純損失は128,457千円（前期は当期純利益17,949千円）となりました。

詳細については、「(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容 イ．経営成績の分析・評価」をご参照ください。

なお、当社は、PPS事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、財務活動により171,322千円増加した一方で、営業活動及び投資活動によりそれぞれ72,144千円、24,620千円減少したため、前事業年度末に比べ74,557千円増加し、当事業年度末には、432,077千円となりました。

当事業年度中に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、72,144千円（前期は使用した資金76,995千円）となりました。これは主に、仕入債務の増加115,191千円、その他による収入97,673千円があったものの、税引前当期純損失121,406千円の計上、売上債権の増加101,026千円、たな卸資産の増加85,904千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、24,620千円（前期は使用した資金94,064千円）となりました。これは主に、敷金及び保証金の回収による収入8,294千円があったものの、敷金及び保証金の差入による支出19,682千円、有形固定資産の取得による支出8,477千円、投資有価証券の取得による支出5,132千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、171,322千円（前期は使用した資金11,451千円）となりました。これは主に長期借入れによる収入200,000千円があった一方で、長期借入金の返済による支出28,754千円があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

当社の事業セグメントは、PPS事業の単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。なお、BPO支援サービス、情報プラットフォームサービス及びマーケットプレイスサービスについては、「その他」にまとめて記載しております。

a. 生産実績

当社は生産実績を定義することが困難であるため、記載を省略しております。

b. 仕入実績

当事業年度における仕入実績は、次のとおりであります。

| サービスの名称 | 当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日) | 前期比(%) |
|-------------|--|--------|
| 財源確保支援サービス | | |
| DSサービス (千円) | 1,161,401 | 10.9 |
| MCサービス (千円) | - | - |
| 小計 (千円) | 1,161,401 | 10.9 |
| その他 (千円) | 6,730 | - |
| 合計 (千円) | 1,168,131 | 11.6 |

(注) 1. MCサービスに係る印刷・製本等の外注費については記載を省略しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

c. 受注実績

当社は受注生産が僅少であるため、記載を省略しております。

d. 販売実績

当事業年度における販売実績は、次のとおりであります。

| サービスの名称 | 当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日) | 前期比(%) |
|-------------|--|--------|
| 財源確保支援サービス | | |
| DSサービス (千円) | 1,450,274 | 5.9 |
| MCサービス (千円) | 599,455 | 67.5 |
| 小計 (千円) | 2,049,730 | 18.7 |
| その他 (千円) | 219,737 | 359.8 |
| 合計 (千円) | 2,269,467 | 27.9 |

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主要な販売先については、相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりましては、経営者の判断に基づく会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。当該見積りに際しては、過去の実績や状況に応じて、合理的と思われる要因等に基づき行っておりますが、見積り特有の不確実性により、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等

(1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

イ. 経営成績の分析・評価

DSサービスの拡大に加え、MCサービスが順調に展開したため、売上高は2,269,467千円(前期比27.9%増)となり、売上総利益は759,416千円(同20.4%増)となりました。販売費及び一般管理費は881,233千円(同45.2%増)となりました。これは、主に事業規模の拡大に伴う人件費及び採用関連費の増加によるものであります。結果として、営業損失は121,817千円(前事業年度は営業利益23,923千円)となりました。

営業外損益(純額)は7,774千円の利益(前事業年度は10,702千円の利益)となりました。これは、主に助成金収入が3,630千円減少した一方で、支払利息が509千円増加、営業外費用のその他が1,507千円減少したことによるものであります。

以上の結果、経常損失は114,043千円(前事業年度は経常利益34,626千円)となりました。

法人税等は、主に税引前当期純損失の計上等により、7,051千円(前期比65.0%減)となりました。

以上の結果、当期純損失は128,457千円(前事業年度は当期純利益17,949千円)となりました。これにより、1株当たり当期純損失は92.14円(前事業年度は1株当たり当期純利益12.89円)となりました。

なお、当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載しております。

ロ．財政状態の分析

ア．資産

当事業年度末における総資産合計は1,954,244千円となり、前事業年度末に比べて273,206千円増加しました。流動資産は1,821,763千円となり、前事業年度末に比べて271,557千円増加しました。これは主として現金及び預金が74,560千円増加、売掛金が101,026千円増加、商品及び製品が85,747千円増加したことによるものであります。固定資産は132,481千円となり、前事業年度末に比べて1,648千円増加しました。これは主として有形固定資産が4,184千円増加、投資その他の資産が12,581千円増加した一方で、無形固定資産が15,117千円減少したことによるものであります。

イ．負債

当事業年度末における負債合計は1,508,278千円となり、前事業年度末に比べて399,029千円増加しました。流動負債は1,368,272千円となり、前事業年度末に比べて259,023千円増加しました。これは主として買掛金が115,191千円増加、1年内返済予定の長期借入金が31,240千円増加、未払費用が29,432千円増加、流動負債のその他が40,994千円増加したことによるものであります。固定負債は140,006千円となり、前事業年度末と比べて140,006千円増加しました。これは長期借入金が140,006千円増加したことによるものであります。

エ．純資産

当事業年度末における純資産合計は445,966千円となり、前事業年度末に比べて125,823千円減少しました。これは主として当期純損失計上により利益剰余金が128,457千円減少したことによるものであります。以上の結果、自己資本比率は、前事業年度の34.0%から22.6%となりました。

ハ．経営成績に重要な影響を与える要因

当社が展開するPPS事業の主要取引先である自治体においては、引き続き自主財源確保に向けた取り組みが重要な位置付けにあり、また、地方創生を背景とした積極的な民間ノウハウの活用が拡大するものと考えております。

このような状況下、当社はDSサービスにおける収益性改善による利益の稼得や、MCサービスの収益拡大・営業効率の改善を実現するとともに、業務の省力化や人材育成の強化を軸とした生産性の向上が必須であると考えております。具体的には、販売状況のモニタリングの強化と営業力向上を目的とする教育制度の拡充を踏まえ、販売戦略実行の仕組みを改善し、また、特にMCサービスにおける季節変動を少しでも低減することで収益性に対する負担を減らし、生産性の向上を実現してまいりたいと考えております。

上記に加え、当社が将来継続的に企業価値の向上を実現していくためには、中長期的な視点において、高付加価値な事業・サービスの開発と、それを担う優秀な人材の育成及び確保が必須であると考えております。

なお、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 目標とする経営指標」に記載のとおりであります。

二．資本の財源及び資金の流動性

ア．資金需要

当社の事業活動における運転資金需要の主なものは、仕入費用及び外注費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。

イ．財務政策

当社は、運転資金及び設備資金につきましては、内部資金又は借入により資金調達することとしております。このうち、借入による資金調達に関しましては、短期借入金又は長期借入金、当座貸越契約で調達しております。なお、当事業年度末における有利子負債の残高は、長期借入金の180,002千円となっております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資の総額は、8,890千円であり、特記すべき設備投資はありません。
なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当社は、福岡本社に主要な設備があり、その内容は以下のとおりであります。なお、当社は、PPS事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

平成30年6月30日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | | | | | 従業員数 (人) |
|----------------|-------|----------|-------|---------------|--------|--------|-------------|
| | | 建物 | 車両運搬具 | 工具、器具及 び備品 | ソフトウェア | 合計 | |
| 本社 (福岡市中央区) | 業務施設 | 1,781 | 1,524 | 6,506 | 9,921 | 19,733 | 169(16) |

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 当社は建物の一部を賃借しております。年間賃借料は29,201千円であります。
3. 現在休止中の主要な設備はありません。
4. 従業員数の()書きは外書きで臨時雇用者数であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

経常的な設備の更新のための新設及び除却等を除き、該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 4,712,000 |
| 計 | 4,712,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在発行数 (株) (平成30年6月30日) | 提出日現在発行数 (株) (平成30年9月28日) | 上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名 | 内容 |
|------|-----------------------------------|---------------------------------|---|---|
| 普通株式 | 1,394,200 | 1,394,200 | 東京証券取引所 (マザーズ市場) 福岡証券取引所 (Q-Board市場) | 完全議決権株式であり、 株主としての権利内容に 何ら限定のない当社にお ける標準となる株式であ ります。なお、単元株式 数は100株であります。 |
| 計 | 1,394,200 | 1,394,200 | - | - |

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成30年9月1日からこの有価証券報告書提出日までのストック・オプションとしての新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権（平成25年12月21日定時株主総会決議）

会社法に基づき、平成25年12月21日現在で在任する当社取締役及び、在籍する当社従業員に対して新株予約権を発行することを、平成25年12月21日開催の株主総会において特別決議されたものであります。

| | |
|--|---|
| 決議年月日 | 平成25年12月21日定時株主総会決議に基づく平成26年1月14日取締役会決議 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役2、当社従業員5 |
| 新株予約権の数（個） | 37（注）2 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） | 普通株式 37,000（注）2、10 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 650（注）3、10 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成26年10月1日 至 平成32年12月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 650 資本組入額 325 （注）3、4、10 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）6 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | （注）5 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）8 |

当事業年度の末日（平成30年6月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年8月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権1個当たりの発行価額は、3,000円とする。

2．新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3．新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合は除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、平成26年6月期の損益計算書に平成25年9月期における第4四半期（自平成25年7月1日至平成25年9月30日）の損益計算書を合理的に加算した損益計算書又は平成27年6月期の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）に記載される経常利益が50百万円を超過した場合に新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認められた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記6に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記6に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記7に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

9. 当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

10. 平成28年2月16日開催の取締役会決議に基づき、平成28年3月3日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより、事業年度末現在及び提出日の前月末現在において「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

株式会社ホープ 2017年度第2回新株予約権（平成28年8月9日取締役会決議）

会社法に基づき、平成28年8月9日開催の取締役会において、当社取締役に対して新株予約権を発行することを決議し、平成28年8月26日開催の取締役会決議に基づき付与されたものであります。

| | |
|--|-------------------------------------|
| 決議年月日 | 平成28年8月26日取締役会決議 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役1 |
| 新株予約権の数（個） | 695（注）2 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） | 普通株式 69,500（注）2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1,603（注）3 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成29年10月1日 至 平成38年8月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 1,603 資本組入額 801.5 （注）3、4 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）6 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | （注）5 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）8 |

当事業年度の末日（平成30年6月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年8月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権1個当たりの発行価額は、1,000円とする。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合は除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも権利行使価額（ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記6に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記7に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
9. 当社は、新株予約権に係る新株予約証券を発行しないものとする。

株式会社ホープ 2018年度第1回新株予約権（平成30年1月17日取締役会決議）

会社法に基づき、平成30年1月17日開催の取締役会において、当社取締役に対して新株予約権を発行することを決議し、平成30年1月31日開催の取締役会決議に基づき付与されたものであります。

| | |
|--|-----------------------------------|
| 決議年月日 | 平成30年1月31日取締役会決議 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役3 |
| 新株予約権の数（個） | 1,185（注）2 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） | 普通株式 118,500（注）2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1,320（注）3 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成33年10月1日 至 平成38年9月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 1,320 資本組入額 660 （注）3、4 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）6 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | （注）5 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）8 |

当事業年度の末日（平成30年6月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（平成30年8月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権1個当たりの発行価額は、100円とする。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額（ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に40%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使価額の70%で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。
- (2) 新株予約権者は、上記(1)の条件に抵触せずに、平成30年6月期から平成35年6月期までの期の当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）の経常利益が一度でも200百万円を超過した場合のみ、新株予約権を行使することができる。なお、上記の経常利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上される場合には、これによる影響を経常利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記6に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記6に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記7に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
9. 当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

株式会社ホープ 2018年度第2回新株予約権（平成30年1月17日取締役会決議）

会社法に基づき、平成30年1月17日開催の取締役会において、当社従業員に対して新株予約権を発行することを決議し、平成30年1月31日開催の取締役会決議に基づき付与されたものであります。

| | |
|--|-------------------------------------|
| 決議年月日 | 平成30年1月31日取締役会決議 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社従業員130 |
| 新株予約権の数（個） | 394[393]（注）1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） | 普通株式 19,700[19,650]（注）1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1（注）2 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成33年10月1日 至 平成36年9月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 1,247 資本組入額 623.5 （注）2、3 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）5 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | （注）4 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）7 |

当事業年度の末日（平成30年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成30年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式50株とする。

なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価格（1株当たり1,246円）と新株予約権行使時の払込金額（1株当たり1円）を合算している。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の割当日から権利行使時に至るまで継続して、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(3) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記6に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記6に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記7に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
9. 当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数 増減数(株) | 発行済株式総数 残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増 減額(千円) | 資本準備金残 高(千円) |
|----------------------------------|--------------------------------|---|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 平成28年2月16日 (注)1 | 普通株式 388 | 普通株式 1,178 A種優先株式 157 B種優先株式 231 | - | 128,667 | - | 82,467 |
| 平成28年2月16日 (注)2 | A種優先株式 157 B種優先株式 231 | 普通株式 1,178 | - | 128,667 | - | 82,467 |
| 平成28年3月3日 (注)3 | 普通株式 1,176,822 | 普通株式 1,178,000 | - | 128,667 | - | 82,467 |
| 平成28年4月12日 (注)4 | 普通株式 56,000 | 普通株式 1,234,000 | 18,284 | 146,951 | 18,284 | 100,751 |
| 平成28年6月14日 (注)5 | 普通株式 110,000 | 普通株式 1,344,000 | 70,840 | 217,791 | 70,840 | 171,591 |
| 平成28年6月15日 (注)4 | 普通株式 6,000 | 普通株式 1,350,000 | 1,959 | 219,750 | 1,959 | 173,550 |
| 平成28年6月28日 (注)6 | 普通株式 40,200 | 普通株式 1,390,200 | 25,888 | 245,639 | 25,888 | 199,439 |
| 平成28年7月1日～ 平成29年6月30日 (注)4 | 普通株式 4,000 | 普通株式 1,394,200 | 1,306 | 246,945 | 1,306 | 200,745 |

(注)1. 平成28年2月16日付で取得条項付株式の取得事由が生じたため、A種優先株式157株及びB種優先株式231株を自己株式として同日付で取得し、対価として普通株式388株を交付したことによる増加であります。

2. 自己株式(種類株式)の消却による減少であります。

3. 普通株式1株につき1,000株の株式分割による増加であります。

4. ストック・オプションによる新株予約権の行使による増加であります。

5. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,400円

引受価額 1,288円

資本組入額 644円

払込金総額 141,680千円

6. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,288円

資本組入額 644円

割当先 みずほ証券株式会社

(5) 【所有者別状況】

平成30年6月30日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | | 単元未満株式の状況(株) |
|-------------|--------------------|------|----------|--------|-------|------|-------|--------|--------------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | - | 2 | 13 | 16 | 8 | 3 | 1,219 | 1,261 | - |
| 所有株式数(単元) | - | 634 | 193 | 3,448 | 43 | 7 | 9,611 | 13,936 | 600 |
| 所有株式数の割合(%) | - | 4.54 | 1.38 | 24.74 | 0.30 | 0.05 | 68.96 | 100.00 | - |

(注) 1. 所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

2. 自己株式105株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に5株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成30年6月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---------------------------|--------------------|----------|-----------------------------------|
| 株式会社E.T. | 福岡県福岡市中央区平尾浄水町4番7号 | 335,000 | 24.02 |
| 時津 孝康 | 福岡県福岡市中央区 | 272,000 | 19.51 |
| 久家 昌起 | 福岡県福岡市中央区 | 76,100 | 5.45 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8-11 | 62,700 | 4.49 |
| 中村 剛 | 大阪府大阪市西区 | 41,800 | 2.99 |
| 中村 望 | 福岡県福岡市早良区 | 36,000 | 2.58 |
| 岸 哲也 | 福岡県福岡市早良区 | 20,000 | 1.43 |
| 岸 政代 | 福岡県福岡市早良区 | 20,000 | 1.43 |
| 西村 起一 | 埼玉県所沢市 | 13,000 | 0.93 |
| 池松 弘昭 | 福岡県太宰府市 | 12,700 | 0.91 |
| 計 | - | 889,300 | 63.79 |

(注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

2. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は、62,700株であります。

3. 平成28年9月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、大和証券投資信託委託株式会社が平成28年8月31日現在で以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として議決権行使基準日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

| 氏名又は名称 | 住所 | 保有株券等の数(株) | 株券等保有割合(%) |
|----------------|-------------------|------------|------------|
| 大和証券投資信託委託株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 56,000 | 4.03 |

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成30年6月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------|----------|--|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | 普通株式 100 | - | 1「株式等の状況」(1) 「株式の総数等」 「発行済株式」に記載 のとおりであります。 |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 1,393,500 | 13,935 | 同上 |
| 単元未満株式 | 普通株式 600 | - | 1単元(100株)未満の 株式 |
| 発行済株式総数 | 1,394,200 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 13,935 | - |

(注)「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式が5株含まれております。

【自己株式等】

平成30年6月30日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|---------------------|----------------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) 株式会社ホープ | 福岡市中央区薬院一丁目 14番5号MG薬院ビル | 100 | - | 100 | 0.00 |
| 計 | - | 100 | - | 100 | 0.00 |

(注)発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(千円) |
|-----------------|--------|-----------|
| 当事業年度における取得自己株式 | 34 | 41 |
| 当期間における取得自己株式 | - | - |

(注) 当期間における取得自己株式には、平成30年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|-----------------------------|--------|-------------|--------|-------------|
| | 株式数(株) | 処分価額の総額(千円) | 株式数(株) | 処分価額の総額(千円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| 合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| その他 | - | - | - | - |
| 保有自己株式数 | 105 | - | 105 | - |

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成30年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、将来の事業展開と経営体制の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主各位に対する適切な利益配分を実施していくことを基本方針としております。一方で、当社は現在成長過程にあり、将来の事業拡大に向けた内部留保の充実を図ることが必要な段階にあることから、設立以来剰余金の配当を実施しておりません。今後は、業績や配当性向、将来的な成長戦略等を総合的に勘案して決定していく方針ですが、現時点において配当実施時期については未定であります。内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営体制強化及び事業拡大のための投資等に充当していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は、取締役会の決議に基づき毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の期末配当金につきましては、当期純損失を計上しているため、無配とさせていただきます。また、次期の配当につきましても、現時点において未定ですが、可能な限り早い時期に配当を実施するため、今後さらなる企業体制の強化を図ってまいります。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次 | 第20期 | 第21期 | 第22期 | 第23期 | 第24期 | 第25期 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 決算年月 | 平成25年9月 | 平成26年6月 | 平成27年6月 | 平成28年6月 | 平成29年6月 | 平成30年6月 |
| 最高(円) | - | - | - | 3,320 | 2,720 | 1,900 |
| 最低(円) | - | - | - | 1,950 | 1,367 | 1,041 |

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。
 2. 平成28年6月15日付をもって東京証券取引所マザーズ市場及び福岡証券取引所Q - B o a r d市場に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。
 3. 第21期は、決算期の変更により、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの9か月間の変則決算であります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成30年1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 最高(円) | 1,390 | 1,290 | 1,500 | 1,350 | 1,384 | 1,345 |
| 最低(円) | 1,130 | 1,135 | 1,175 | 1,223 | 1,221 | 1,252 |

- (注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

5【役員の状況】

男性10名、女性 - 名（役員のうち女性の比率 - %）

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|-------------|-------|-------|---------------|--|-------|---------------|
| 代表取締役 社長 | C E O | 時津 孝康 | 昭和56年 1 月22日生 | 平成17年 2 月 (有)ホープ・キャピタル(現 当社)代表取締役社長 平成29年 6 月 当社代表取締役社長兼 C E O (現任) | (注) 3 | 272 |
| 取締役 | - | 久家 昌起 | 昭和57年 2 月12日生 | 平成12年 8 月 久留米アスコン(株)入社 平成19年 1 月 当社入社 平成19年 8 月 当社取締役(現任) 平成25年 5 月 当社 P P P 推進(現 自治体 コンサルティング)部長 平成28年 7 月 当社 P P S 事業本部長 | (注) 3 | 76 |
| 取締役 | C O O | 森 新平 | 昭和58年 4 月30日生 | 平成20年 4 月 当社入社 平成23年11月 当社取締役 平成25年 5 月 当社セールスプロモーション 部長 平成26年10月 当社メディアクリエーション (現 自治体コンサルティング)部長 平成28年 7 月 当社人事部長兼経営企画部長 平成29年 6 月 当社取締役 C O O (現任) | (注) 3 | 6 |
| 取締役 | C F O | 大島 研介 | 昭和56年11月25日生 | 平成23年10月 当社入社 平成25年 5 月 当社管理(現 経営管理)部 長 平成25年12月 当社取締役 平成29年 6 月 当社取締役 C F O (現任) | (注) 3 | 3 |
| 取締役 | - | 松本 真輔 | 昭和45年 4 月17日生 | 平成 9 年 4 月 西村総合法律事務所(現 西 村あさひ法律事務所)入所 平成11年10月 長島・大野法律事務所(現 長島・大野・常松法律事務 所)入所 平成15年 3 月 ニューヨーク州弁護士登録 平成16年 4 月 中村・角田法律事務所入所 平成17年 1 月 中村・角田・松本法律事務所 パートナー(現任) 平成24年 6 月 (株)エスエルディー監査役(現 任) 平成26年 4 月 早稲田大学大学院法務研究科 教授(現任) 平成28年 2 月 当社取締役(現任) 平成28年 3 月 (株)ユーザベース監査役(現 任) | (注) 3 | - |
| 取締役 | - | 田口 一成 | 昭和55年12月19日生 | 平成15年 4 月 (株)ミスミ入社 平成19年 3 月 (株)ボーダレス・ジャパン 代 表取締役社長(現任) 平成30年 9 月 当社取締役(現任) | (注) 4 | - |
| 取締役 | - | 納富 貞嘉 | 昭和53年 8 月11日生 | 平成17年 3 月 (株)Fusic 代表取締役社長 (現任) 平成30年 2 月 (株)Fixstars Cloud Solutions 取締役(現任) 平成30年 9 月 当社取締役(現任) | (注) 4 | - |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|-------|----|---------------------------|-------------|---|------|---------------|
| 常勤監査役 | - | 松山 孝明 | 昭和26年1月12日生 | 昭和49年3月 ㈱福岡相互銀行(現 ㈱西日本シティ銀行)入社 平成13年6月 ㈱九州リースサービス 常務取締役営業本部長 平成16年6月 N C B ビジネスサービス㈱ 取締役総務部長 平成18年6月 九州債権回収㈱ 監査役 平成26年12月 社会保険労務士登録(福岡県社会保険労務士会) 平成27年6月 ㈱ベータソフト監査役 平成29年3月 当社監査役(現任) | (注)5 | - |
| 監査役 | - | 河上 康洋 | 昭和51年5月13日生 | 平成13年4月 ㈱ピエトロ入社 平成19年1月 ㈱福岡リアルティ入社 平成19年7月 河上康洋税理士事務所開設 所長(現任) 平成23年4月 合同会社すいとろ福岡プロジェクト(現 合同会社河上中小企業診断士事務所)設立 代表社員(現任) 平成23年11月 当社監査役(現任) | (注)6 | 0 |
| 監査役 | - | 徳臣 啓至 (職名:前田 啓至(司法書士)) | 昭和54年12月2日生 | 平成14年4月 ㈱武富士入社 平成21年11月 添田司法書士事務所入所 平成26年1月 前田司法書士事務所(現 大手門司法書士事務所)開設 所長(現任) 平成27年9月 当社監査役(現任) | (注)6 | 0 |
| 計 | | | | | | 359 |

- (注) 1. 取締役松本真輔、田口一成及び納富貞嘉は、社外取締役であります。
2. 監査役松山孝明、河上康洋及び徳臣啓至は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成29年9月27日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役の任期は、平成30年9月27日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 退任した監査役の補欠として就任したため、任期は前任者の任期満了の時である、平成28年2月24日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 監査役の任期は、平成28年2月24日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
7. 所有する当社株式の数には、役員持株会における各自の持分を含めておりません。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、継続的に企業価値を増大させるためには、経営の効率性と健全性を高めるとともにコーポレート・ガバナンスの充実を図ることが最重要課題であるとの観点から、リスク管理、監督機能の強化に務め、経営の健全性・透明性を高めていく方針であります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ．企業統治の体制

当社は、会社法に定める株主総会、取締役会及び監査役会を設置し、経営に関する重要事項等の意思決定及び業務執行の監督をしております。また、内部監査担当を任命し、日常的な業務を監査しております。これらの各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性を確保できると認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

a．取締役会

当社の取締役会は、取締役7名（うち社外取締役3名）で構成され、定例取締役会を毎月1回の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、経営方針、年度予算その他重要な事項に関する意思決定、月次予算統制その他重要事項の報告により業務執行及び各取締役の職務執行状況の監督を行っております。なお、取締役会には監査役3名（全員が社外監査役）が毎回出席し、必要に応じ意見陳述をする等、取締役の業務執行状況を監査しております。

b．監査役会

監査役会は監査役3名（全て社外監査役、うち1名は常勤監査役）で構成され、毎月1回開催する監査役会において会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針、監査計画、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っております。また、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席し取締役の職務執行を全般にわたって監視する他、また会計監査人や内部監査室と連携し、経営に対し適切な監視を実施しております。

c．経営会議

当社は、常勤の取締役、常勤監査役及び各部署の部長の他、必要に応じて代表取締役社長が指名する者で構成される経営会議を毎月1回開催し、取締役会付議事項の協議や各部門からの業務執行状況及び事業実績の報告、月次業績の予実分析と審議を行っております。

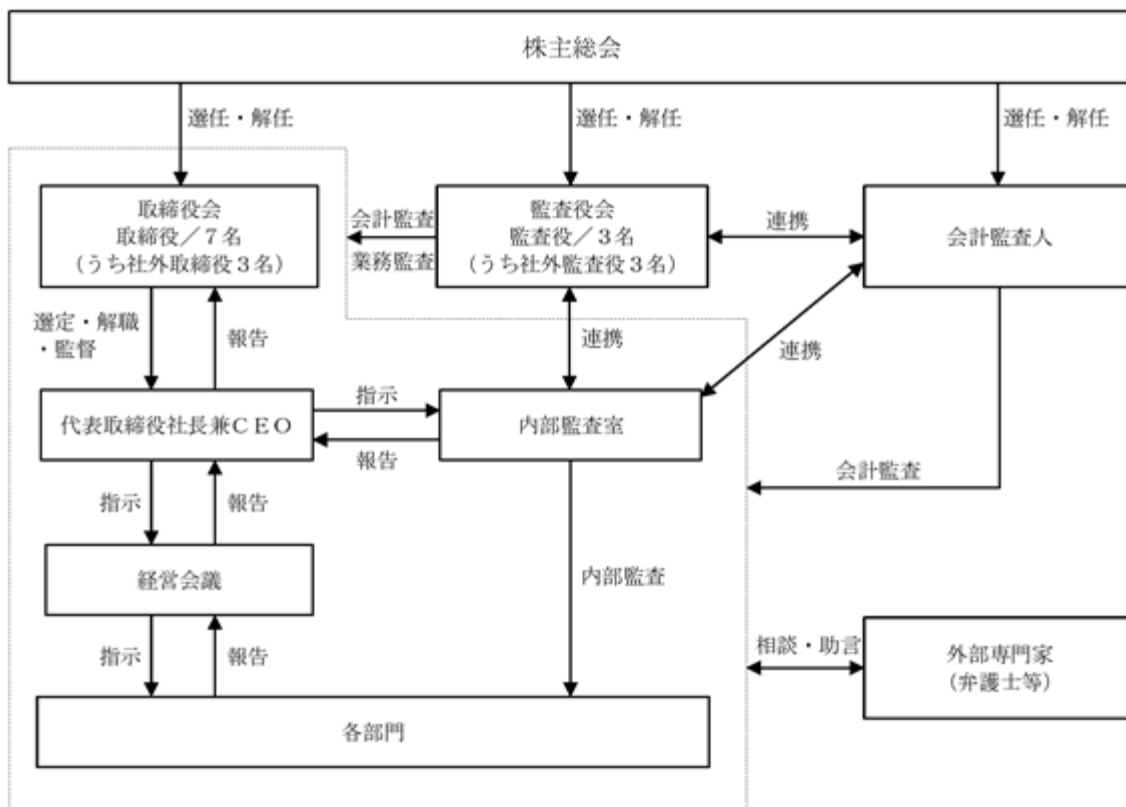
d．会計監査人

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、決算内容について監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

e．内部監査室

当社は、代表取締役社長直轄部門である内部監査室の4名（いずれも他部門と兼任）が自己監査とならないようそれぞれ自己の兼任する当該他部門を除き、当社全体をカバーするように業務監査を実施し、代表取締役社長に監査結果を報告しております。代表取締役社長は監査結果を受け、被監査部門に対し、監査結果及び改善指示書を通達し、改善報告書を提出させることとしております。また、内部監査室は、監査役及び会計監査人と連携し、三様監査を実施しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概況図は、以下のとおりであります。



ロ．内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムにつきましては、平成27年4月17日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」を定め、取締役会その他主要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保するための体制作りにも努めております。その他役員、従業員の職務執行に対し、監査役及び内部監査担当者がその職務遂行状況を監視し、随時必要な監査手続を実施しております。

また、取締役及び従業員のコンプライアンス体制として、経営活動その他の事項に関する法令等を遵守するための有効な体制を適切に整備・運営し、社業の発展を図ることを目的とし、役職員のコンプライアンス体制の整備等のために常勤役員及び部門責任者で構成される「コンプライアンス委員会」を設置しており、原則年2回開催し当社を取り巻く事業リスク等について協議・検討することとしております。

ハ．監査役監査及び内部監査の状況

当社では、それぞれの監査が連携・相互補完し合うことで企業経営の健全性をチェックする機能を担っており、監査役と内部監査室は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っております。また、監査役、内部監査室及び会計監査人は、四半期ごとに開催する報告会等で情報共有を図っており、監査上の問題点の有無や今後の課題に関して意見交換等を随時行っております。

ニ．会計監査の状況

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、決算内容について監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、以下のとおりであります。なお、継続監査年数については、全員が7年以内であるため記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 川畑 秀二

指定有限責任社員 業務執行社員 西元 浩文

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士8名、その他6名

ホ．社外取締役及び社外監査役

当事業年度末現在、社外取締役を1名、社外監査役を3名それぞれ選任しております。当社は、社外取締役及び社外監査役の選任に当たり、会社法上の社外取締役及び社外監査役の要件に加え、経歴や当社との関係を踏まえ、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役の松本真輔は、弁護士としての豊富な経験と幅広い専門知識を有しており、当社の社外取締役として適任であると判断しております。

社外取締役の田口一成は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の社外取締役として適任であると判断しております。

社外取締役の納富貞嘉は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の社外取締役として適任であると判断しております。

社外監査役の松山孝明は、社会保険労務士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の社外監査役として適任であると判断しております。

社外監査役の河上康洋は、税理士としての豊富な知識・経験と幅広い見識を有しており、当社の社外監査役として適任であると判断しております。

社外監査役の徳臣啓至は、司法書士としての豊富な知識・経験と幅広い見識を有しており、当社の社外監査役として適任であると判断しております。

なお、社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係等について特別の利害関係はありません。

また、社外取締役は、内部統制部門である経営管理部との間で情報交換を行うことで業務の効率性、有効性の向上に努めております。社外監査役3名は、内部監査室及び内部統制部門である経営管理部との間で情報交換を行うことで監査の効率性、有効性の向上に努めております。

ヘ．責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役（以下、非業務執行取締役等という。）との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、当社と非業務執行取締役等との間で、同規定に基づき賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、非業務執行取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意で重過失がないときに限られます。

ト．取締役の定数

当社の取締役の定数は7名以内とする旨を定款に定めております。

チ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

リ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ヌ．中間配当に関する事項

当社は、機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項に定める中間配当を、毎年12月31日を基準日として取締役会決議により可能とする旨を定款に定めております。

ル．自己株式の取得について

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款に定めております。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、事業遂行に伴う経営上のリスクを事前に回避することを目的として、危機管理規程を定め、迅速な対応及び管理が行えるようリスク管理体制を整備・運用しております。当社を取り巻く事業リスクについては、コンプライアンス委員会において協議・検討するとともに、弁護士、公認会計士、社会保険労務士と顧問契約あるいは業務委託契約を締結して、適宜適切な助言と指導を受けられる体制を構築しております。また、反社会的勢力対策規程及び反社会的勢力対応マニュアルを定め、反社会的勢力による民事介入暴力等に対する対策を講じている他、公益通報者保護規程を定め、不正行為等に関する通報窓口を設けております。

役員報酬の内容

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | | 対象となる役員 の員数 (名) |
|----------------------|----------------|----------------|-----------|----|-------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | ストックオプション | 賞与 | 退職慰労金 | |
| 取締役 (社外取締役を除く。) | 38,010 | 38,010 | - | - | - | 4 |
| 監査役 (社外監査役を除く。) | - | - | - | - | - | - |
| 社外取締役 | 1,800 | 1,800 | - | - | - | 1 |
| 社外監査役 | 5,400 | 5,400 | - | - | - | 3 |

(注) 報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、役員ごとの報酬等の総額は、記載を省略しております。

ロ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員報酬に関する方針を定めておりませんが、取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の限度内において取締役会で決定しております。監査役の報酬については、株主総会にて決議された報酬総額の限度内において監査役の協議で決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は、平成27年9月28日開催の定時株主総会において年額100,000千円以内、監査役の報酬限度額は、平成27年9月28日開催の定時株主総会において年額10,000千円以内と決議されております。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

7銘柄 56,766千円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

| 銘柄 | 株式数(株) | 貸借対照表計上額(千円) | 保有目的 |
|---------------|--------|--------------|------------|
| (株)サイネックス | 100 | 99 | 営業上の政策投資目的 |
| (株)スターフライヤー | 600 | 2,622 | 株主優待目的 |
| カゴメ(株) | 100 | 342 | 情報収集目的 |
| (株)ユナイテッドアローズ | 100 | 364 | 情報収集目的 |

(注) 特定投資株式の(株)サイネックス、カゴメ(株)、及び(株)ユナイテッドアローズは、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ではありますが、保有4銘柄すべてにおいて記載しております。

当事業年度

特定投資株式

| 銘柄 | 株式数(株) | 貸借対照表計上額(千円) | 保有目的 |
|---------------|--------|--------------|------------|
| (株)サイネックス | 100 | 82 | 営業上の政策投資目的 |
| (株)スターフライヤー | 600 | 2,307 | 株主優待目的 |
| カゴメ(株) | 100 | 368 | 情報収集目的 |
| (株)ユナイテッドアローズ | 100 | 414 | 情報収集目的 |
| (株)カヤック | 100 | 94 | 情報収集目的 |

(注) 特定投資株式の(株)サイネックス、カゴメ(株)、(株)ユナイテッドアローズ及び(株)カヤックは、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ではありますが、保有5銘柄すべてにおいて記載しております。

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

| 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|
| 監査証明業務に基づく報酬 (千円) | 非監査業務に基づく報酬 (千円) | 監査証明業務に基づく報酬 (千円) | 非監査業務に基づく報酬 (千円) |
| 14,000 | - | 14,000 | - |

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に関する監査報酬の決定方針は、監査報酬の見積り内容（監査業務に係る人数や日数等）を勘案し、監査役会と協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成29年7月1日から平成30年6月30日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できるよう体制整備に努めており、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読を行っております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成29年6月30日) | 当事業年度 (平成30年6月30日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 368,531 | 443,091 |
| 売掛金 | 289,881 | 390,907 |
| 商品及び製品 | 810,803 | 896,551 |
| 仕掛品 | 82 | 258 |
| 貯蔵品 | 176 | 157 |
| 前渡金 | - | 864 |
| 前払費用 | 6,814 | 11,924 |
| 繰延税金資産 | 1,671 | 6,092 |
| その他 | 73,408 | 73,365 |
| 貸倒引当金 | 1,164 | 1,448 |
| 流動資産合計 | 1,550,205 | 1,821,763 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 6,771 | 7,421 |
| 減価償却累計額 | 4,719 | 5,640 |
| 建物(純額) | 2,052 | 1,781 |
| 車両運搬具 | 1,529 | 1,737 |
| 減価償却累計額 | 1,273 | 213 |
| 車両運搬具(純額) | 255 | 1,524 |
| 工具、器具及び備品 | 9,568 | 16,179 |
| 減価償却累計額 | 6,249 | 9,672 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 3,319 | 6,506 |
| 有形固定資産合計 | 5,627 | 9,812 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 25,039 | 9,921 |
| 無形固定資産合計 | 25,039 | 9,921 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 3,428 | 56,766 |
| 関係会社株式 | 48,500 | - |
| 従業員に対する長期貸付金 | 182 | 363 |
| 破産更生債権等 | 6,327 | 8,754 |
| 繰延税金資産 | 3,149 | - |
| 敷金及び保証金 | 44,896 | 55,609 |
| その他 | 9 | 9 |
| 貸倒引当金 | 6,327 | 8,754 |
| 投資その他の資産合計 | 100,166 | 112,747 |
| 固定資産合計 | 130,833 | 132,481 |
| 資産合計 | 1,681,038 | 1,954,244 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成29年6月30日) | 当事業年度 (平成30年6月30日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 900,279 | 1,015,471 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 8,756 | 39,996 |
| 未払金 | 18,577 | 41,373 |
| 未払費用 | 46,764 | 76,196 |
| 前受金 | 121,968 | 112,932 |
| 預り金 | 3,562 | 11,538 |
| 賞与引当金 | - | 20,429 |
| その他 | 9,340 | 50,334 |
| 流動負債合計 | 1,109,249 | 1,368,272 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | - | 140,006 |
| 固定負債合計 | - | 140,006 |
| 負債合計 | 1,109,249 | 1,508,278 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 246,945 | 246,945 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 200,745 | 200,745 |
| 資本剰余金合計 | 200,745 | 200,745 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 123,302 | 5,154 |
| 利益剰余金合計 | 123,302 | 5,154 |
| 自己株式 | 153 | 195 |
| 株主資本合計 | 570,839 | 442,340 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 143 | 87 |
| 評価・換算差額等合計 | 143 | 87 |
| 新株予約権 | 806 | 3,713 |
| 純資産合計 | 571,789 | 445,966 |
| 負債純資産合計 | 1,681,038 | 1,954,244 |

【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日) | 当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日) |
|-----------------------|--|--|
| 売上高 | 1,774,883 | 2,269,467 |
| 売上原価 | 1,143,936 | 1,510,051 |
| 売上総利益 | 630,947 | 759,416 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,607,023 | 1,881,233 |
| 営業利益又は営業損失() | 23,923 | 121,817 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 10 | 9 |
| 受取配当金 | 17 | 3 |
| 違約金収入 | 3,940 | 3,762 |
| 助成金収入 | 7,500 | 3,870 |
| その他 | 1,258 | 867 |
| 営業外収益合計 | 12,727 | 8,514 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 197 | 706 |
| 株式交付費 | 286 | - |
| その他 | 1,541 | 33 |
| 営業外費用合計 | 2,025 | 740 |
| 経常利益又は経常損失() | 34,626 | 114,043 |
| 特別利益 | | |
| 新株予約権戻入益 | 3,464 | - |
| 特別利益合計 | 3,464 | - |
| 特別損失 | | |
| 減損損失 | - | 2,7362 |
| 特別損失合計 | - | 7,362 |
| 税引前当期純利益又は税引前当期純損失() | 38,090 | 121,406 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 18,694 | 8,258 |
| 法人税等調整額 | 1,445 | 1,207 |
| 法人税等合計 | 20,140 | 7,051 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 17,949 | 128,457 |

【売上原価明細書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日) | | 当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日) | |
|--------------|----------|--|------------|--|------------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| 労務費 | | 52,569 | 28.8 | 73,407 | 17.1 |
| 外注費 | | 117,874 | 64.6 | 340,488 | 79.6 |
| 経費 | | 12,106 | 6.6 | 13,946 | 3.3 |
| 当期総制作費用 | | 182,550 | 100.0 | 427,843 | 100.0 |
| 仕掛品期首たな卸高 | | 469 | | 82 | |
| 合計 | | 183,020 | | 427,925 | |
| 仕掛品期末たな卸高 | | 82 | | 258 | |
| 当期製品制作原価 | | 182,937 | | 427,667 | |
| 商品及び製品期首たな卸高 | | 724,928 | | 810,894 | |
| 当期商品仕入高 | | 1,046,872 | | 1,168,131 | |
| 合計 | | 1,954,739 | | 2,406,693 | |
| 商品及び製品期末たな卸高 | | 810,894 | | 899,845 | |
| 商品評価損 | | 91 | | 3,202 | |
| 売上原価 | | 1,143,936 | | 1,510,051 | |

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際個別原価計算であります。

(注) 主な内訳は、次のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度(千円) | 当事業年度(千円) |
|-------|-----------|-----------|
| 地代家賃 | 4,425 | 4,550 |
| 通信費 | 2,321 | 4,693 |
| 消耗品費 | 2,598 | 2,668 |
| 減価償却費 | 1,085 | 556 |

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|---------------------|---------|---------|---------|----------|---------|------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| | | | | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 245,639 | 199,439 | 199,439 | 105,353 | 105,353 | - | 550,432 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | 1,306 | 1,306 | 1,306 | | | | 2,612 |
| 当期純利益 | | | | 17,949 | 17,949 | | 17,949 |
| 自己株式の取得 | | | | | | 153 | 153 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | 1,306 | 1,306 | 1,306 | 17,949 | 17,949 | 153 | 20,407 |
| 当期末残高 | 246,945 | 200,745 | 200,745 | 123,302 | 123,302 | 153 | 570,839 |

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|------------|-------|---------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 1,099 | 1,099 | 123 | 549,456 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | | | | 2,612 |
| 当期純利益 | | | | 17,949 |
| 自己株式の取得 | | | | 153 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 1,242 | 1,242 | 683 | 1,925 |
| 当期変動額合計 | 1,242 | 1,242 | 683 | 22,333 |
| 当期末残高 | 143 | 143 | 806 | 571,789 |

当事業年度（自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|---------------------|---------|---------|---------|---------------------|---------|------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 246,945 | 200,745 | 200,745 | 123,302 | 123,302 | 153 | 570,839 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | - | - | - | | | | - |
| 当期純損失（ ） | | | | 128,457 | 128,457 | | 128,457 |
| 自己株式の取得 | | | | | | 41 | 41 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 128,457 | 128,457 | 41 | 128,499 |
| 当期末残高 | 246,945 | 200,745 | 200,745 | 5,154 | 5,154 | 195 | 442,340 |

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|------------|-------|---------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 143 | 143 | 806 | 571,789 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | | | | - |
| 当期純損失（ ） | | | | 128,457 |
| 自己株式の取得 | | | | 41 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 231 | 231 | 2,907 | 2,676 |
| 当期変動額合計 | 231 | 231 | 2,907 | 125,823 |
| 当期末残高 | 87 | 87 | 3,713 | 445,966 |

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日) | 当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日) |
|-------------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純利益又は税引前当期純損失() | 38,090 | 121,406 |
| 減価償却費 | 8,787 | 11,902 |
| 減損損失 | - | 7,362 |
| 株式報酬費用 | - | 2,789 |
| 株式交付費 | 286 | - |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 1,936 | 2,710 |
| 受取利息及び受取配当金 | 28 | 13 |
| 支払利息 | 197 | 706 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 86,760 | 101,026 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 85,630 | 85,904 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 122,255 | 115,191 |
| 前受金の増減額(は減少) | 7,799 | 9,035 |
| その他 | 12,376 | 97,673 |
| 小計 | 21,041 | 79,049 |
| 利息及び配当金の受取額 | 28 | 13 |
| 利息の支払額 | 186 | 700 |
| 法人税等の支払額 | 66,478 | 623 |
| その他 | 10,682 | 8,215 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 76,995 | 72,144 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期預金の預入による支出 | 11,011 | 11,014 |
| 定期預金の払戻による収入 | 11,009 | 11,011 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 4,585 | 8,477 |
| 有形固定資産の売却による収入 | - | 222 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 14,195 | - |
| 投資有価証券の取得による支出 | 648 | 5,132 |
| 投資有価証券の売却による収入 | 1,067 | - |
| 従業員に対する長期貸付けによる支出 | 842 | 500 |
| 従業員に対する長期貸付金の回収による収入 | 775 | 657 |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | 31,117 | 19,682 |
| 敷金及び保証金の回収による収入 | 3,983 | 8,294 |
| 関係会社株式の取得による支出 | 48,500 | - |
| その他 | - | 0 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 94,064 | 24,620 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入れによる収入 | 250,000 | 250,000 |
| 短期借入金の返済による支出 | 250,000 | 250,000 |
| 長期借入れによる収入 | - | 200,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | 17,782 | 28,754 |
| 株式の発行による収入 | 2,612 | - |
| 株式の発行による支出 | 286 | - |
| 新株予約権の発行による収入 | 4,159 | 118 |
| 自己株式の取得による支出 | 153 | 41 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 11,451 | 171,322 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 182,511 | 74,557 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 540,031 | 357,519 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 357,519 | 432,077 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----------|------|
| 建物 | 10年 |
| 車両運搬具 | 5～6年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～8年 |

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は、発生事業年度の期間費用として処理しております。

(会計方針の変更)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等を平成30年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

本会計基準等は、収益認識に関する包括的な会計基準であり、その基本となる原則は、約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識することであります。

基本となる原則に従って収益を認識するために、次の5つのステップを適用します。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

平成34年6月期から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払手数料」は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において「営業外費用」の「支払手数料」に表示していた1,500千円は、「その他」に組み替えております。

(貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成29年6月30日) | 当事業年度 (平成30年6月30日) |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 700,000千円 | 800,000千円 |
| 借入実行残高 | - | - |
| 差引額 | 700,000 | 800,000 |

(損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及びその金額は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日) | 当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日) |
|-------------|--|--|
| 給料手当 | 260,553千円 | 412,759千円 |
| 賞与引当金繰入額 | - | 20,429 |
| 減価償却費 | 7,702 | 11,345 |
| 貸倒引当金繰入額 | 3,362 | 2,710 |
| 租税公課 | 7,457 | 5,548 |
| およその割合 | | |
| 販売費に属する費用 | 64.0% | 72.0% |
| 一般管理費に属する費用 | 36.0 | 28.0 |

2. 減損損失

前事業年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年度6月30日)

| 場所 | 用途 | 種類 | 金額 |
|--------------|------|--------|---------|
| 本社(福岡県福岡市薬院) | 遊休資産 | ソフトウェア | 7,362千円 |

当社は、原則として、事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、上記資産を使用したサービス(自治体広告マーケットプレイス「LAMP」)について当初想定していた収益が見込めなくなったため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能性は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値が見込めないため、備忘価額により評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 株式数(株) | 当事業年度増加 株式数(株) | 当事業年度減少 株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 (注) | 1,390,200 | 4,000 | - | 1,394,200 |
| 合計 | 1,390,200 | 4,000 | - | 1,394,200 |

(注) 普通株式の増加は、ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 株式数(株) | 当事業年度増加 株式数(株) | 当事業年度減少 株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 (注) | - | 71 | - | 71 |
| 合計 | - | 71 | - | 71 |

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

3. 新株予約権等に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的 となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度末残高 (千円) |
|------|---------------------|----------------------|--------------------|---------|---------|--------|------------------|
| | | | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 | |
| 提出会社 | ストック・オプションとしての新株予約権 | - | - | - | - | - | 806 |
| 合計 | | - | - | - | - | - | 806 |

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日）

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 株式数（株） | 当事業年度増加 株式数（株） | 当事業年度減少 株式数（株） | 当事業年度末 株式数（株） |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 1,394,200 | - | - | 1,394,200 |
| 合計 | 1,394,200 | - | - | 1,394,200 |

2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 株式数（株） | 当事業年度増加 株式数（株） | 当事業年度減少 株式数（株） | 当事業年度末 株式数（株） |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式（注） | 71 | 34 | - | 105 |
| 合計 | 71 | 34 | - | 105 |

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

3. 新株予約権等に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約 権の目的 となる株 式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数（株） | | | | 当事業年 度末残高 （千円） |
|------|-------------------------|------------------------------|--------------------|-------------|-------------|------------|----------------------|
| | | | 当事業年 度期首 | 当事業年 度増加 | 当事業年 度減少 | 当事業年 度末 | |
| 提出会社 | ストック・オプションと しての新株予約権 | - | - | - | - | - | 3,713 |
| | 合計 | - | - | - | - | - | 3,713 |

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日) | 当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日) |
|------------------|--|--|
| 現金及び預金勘定 | 368,531千円 | 443,091千円 |
| 預入期間が3か月を超える定期預金 | 11,011 | 11,014 |
| 現金及び現金同等物 | 357,519 | 432,077 |

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は全く利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、その他有価証券であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、運転資金を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

債権管理規程に従い、管理部門の担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、管理部門の担当者が定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、管理部門が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（平成29年6月30日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|------------|------------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 368,531 | 368,531 | - |
| (2) 売掛金 | 289,881 | 289,881 | - |
| (3) 投資有価証券 | 3,428 | 3,428 | - |
| 資産計 | 661,840 | 661,840 | - |
| (1) 買掛金 | (900,279) | (900,279) | - |
| (2) 長期借入金 | (8,756) | (8,764) | 8 |
| 負債計 | (909,035) | (909,044) | 8 |

() 負債に計上されているものについては、() で示しております。

当事業年度（平成30年6月30日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|------------|------------------|-------------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 443,091 | 443,091 | - |
| (2) 売掛金 | 390,907 | 390,907 | - |
| (3) 投資有価証券 | 3,266 | 3,266 | - |
| 資産計 | 837,265 | 837,265 | - |
| (1) 買掛金 | (1,015,471) | (1,015,471) | - |
| (2) 長期借入金 | (180,002) | (179,808) | 193 |
| 負債計 | (1,195,473) | (1,195,280) | 193 |

() 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(1) 買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、上記表には1年以内に返済予定のものを含んでおります。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 前事業年度 (平成29年6月30日) | 当事業年度 (平成30年6月30日) |
|-------------|-----------------------|-----------------------|
| 非上場株式 (千円) | - | 53,500 |
| 関係会社株式 (千円) | 48,500 | - |
| 合計 (千円) | 48,500 | 53,500 |

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「2. 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（平成29年6月30日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 368,531 | - | - | - |
| 売掛金 | 289,881 | - | - | - |
| 合計 | 658,412 | - | - | - |

当事業年度（平成30年6月30日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 443,091 | - | - | - |
| 売掛金 | 390,907 | - | - | - |
| 合計 | 833,999 | - | - | - |

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度（平成29年6月30日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 8,756 | - | - | - | - | - |
| 合計 | 8,756 | - | - | - | - | - |

当事業年度（平成30年6月30日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 39,996 | 43,329 | 39,996 | 39,996 | 16,685 | - |
| 合計 | 39,996 | 43,329 | 39,996 | 39,996 | 16,685 | - |

(有価証券関係)

1. 関連会社株式

前事業年度(平成29年6月30日)

関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、関連会社株式の時価を記載していません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる関連会社株式の貸借対照表計上額は関係会社株式48,500千円であります。

当事業年度(平成30年6月30日)

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前事業年度(平成29年6月30日)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価(千円) | 差額(千円) |
|----------------------|----|------------------|----------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 3,328 | 3,103 | 225 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | 99 | 118 | 18 |
| | 合計 | 3,428 | 3,221 | 206 |

当事業年度(平成30年6月30日)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価(千円) | 差額(千円) |
|----------------------|----|------------------|----------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 782 | 648 | 133 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | 2,484 | 2,705 | 220 |
| | 合計 | 3,266 | 3,354 | 87 |

(注)非上場株式(貸借対照表計上額53,500千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「2. その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自平成28年7月1日至平成29年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自平成29年7月1日至平成30年6月30日)

該当事項はありません。

4. 保有目的を変更した有価証券

前事業年度(自平成28年7月1日至平成29年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成29年7月1日至平成30年6月30日)

当事業年度において、従来関連会社株式として保有していたTrim株式会社の株式(貸借対照表計上額48,500千円)をその他有価証券に変更しております。

これは当該株式の第三者割当増資により関連会社株式に該当しなくなったため、変更したものであります。

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

| | 前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日) | 当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日) |
|-----------------|--|--|
| 販売費及び一般管理費 (千円) | - | 2,789 |

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 株式会社ホープ 2018年度 第2回新株予約権 |
|------------------------|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社従業員130名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式 20,900株 |
| 付与日 | 平成30年2月1日 |
| 権利確定条件 | 新株予約権者は、新株予約権の割当日から権利行使時に至るまで継続して、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 |
| 対象勤務期間 | 自 平成30年2月1日 至 平成33年9月30日 |
| 権利行使期間 | 自 平成33年10月1日 至 平成36年9月30日 |

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成30年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 株式会社ホープ 2018年度 第2回新株予約権 |
|-----------|-------------------------------|
| 権利確定前 (株) | |
| 前事業年度末 | - |
| 付与 | 20,900 |
| 失効 | 1,200 |
| 権利確定 | - |
| 未確定残 | 19,700 |
| 権利確定後 (株) | |
| 前事業年度末 | - |
| 権利確定 | - |
| 権利行使 | - |
| 失効 | - |
| 未行使残 | - |

単価情報

| | 株式会社ホープ 2018年度 第2回新株予約権 |
|------------------------|-------------------------------|
| 権利行使価格 (円) | 1 |
| 行使時平均株価 (円) | - |
| 付与日における 公正な評価単価 (円) | 62,300 |

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された「株式会社ホープ 2018年度第2回新株予約権」の公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

株式会社ホープ 2018年度第2回新株予約権

使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル

主な基礎数値及び見積方法

| | 株式会社ホープ 2018年度 第2回新株予約権 |
|------------|----------------------------|
| 株価変動性(注)1 | 48.58% |
| 予想残存期間(注)2 | 3.7年 |
| 配当利回り(注)3 | 0% |
| 無リスク利率(注)4 | 0.097% |

(注)1. 当社は上場後2年に満たないため、満期までの期間に応じた直近の期間における、類似上場会社のボラティリティの単純平均を採用しております。

2. 付与日から権利行使期間開始日までの期間であります。

3. 直近の配当実績に基づいております。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

| | 第2回新株予約権 |
|------------------------|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役2名、当社従業員5名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式 103,000株 |
| 付与日 | 平成26年1月15日 |
| 権利確定条件 | <p>新株予約権者は、以下に掲げる条件が満たされた場合にしか、新株予約権を行使することができない。</p> <p>当社が、平成26年6月期の損益計算書に平成25年9月期における第4四半期(自平成25年7月1日至平成25年9月30日)の損益計算書を合理的に加算した損益計算書又は平成27年6月期の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書)に記載される経常利益が50百万円を超えること。</p> <p>権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 自平成26年10月1日 至平成32年12月31日 |

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成28年3月3日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記株式数は分割後の株式数で記載しております。

| | 株式会社ホープ 2017年度 第2回新株予約権 |
|------------------------|--|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役1名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式 69,500株 |
| 付与日 | 平成28年8月29日 |
| 権利確定条件 | <p>新株予約権者は、割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1か月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも権利行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。</p> |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 自平成29年10月1日 至平成38年8月31日 |

(注) 株式数に換算して記載しております。

| 株式会社ホープ 2018年度 第1回新株予約権 | |
|----------------------------|--|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役3名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式 118,500株 |
| 付与日 | 平成30年2月1日 |
| 権利確定条件 | <p>新株予約権者は、割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1か月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも権利行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使価額の70%で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。</p> <p>新株予約権者は、上記の条件に抵触せずに、平成30年6月期から平成35年6月期までの期の当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)の経常利益が一度でも200百万円を超過した場合のみ、新株予約権を行使することができる。なお、上記の経常利益の判定において、新株予約権に関連する株式報酬費用が計上される場合には、これによる影響を経常利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。</p> |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 自 平成33年10月1日 至 平成38年9月30日 |

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当事業年度(平成30年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 第2回新株予約権 | 株式会社ホープ 2017年度 第2回新株予約権 | 株式会社ホープ 2018年度 第1回新株予約権 |
|-----------|----------|-------------------------------|-------------------------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前事業年度末 | - | - | - |
| 付与 | - | - | 118,500 |
| 失効 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - |
| 未確定残 | - | - | 118,500 |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前事業年度末 | 37,000 | - | - |
| 権利確定 | - | 69,500 | - |
| 権利行使 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | 37,000 | 69,500 | - |

(注) 平成28年3月3日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記株式数は分割後の株式数で記載しております。

単価情報

| | 第2回新株予約権 | 株式会社ホープ 2017年度 第2回新株予約権 | 株式会社ホープ 2018年度 第1回新株予約権 |
|-------------|----------|-------------------------------|-------------------------------|
| 権利行使価格 (円) | 650 | 1,603 | 1,320 |
| 行使時平均株価 (円) | - | - | - |

(注)平成28年3月3日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、権利行使価格は分割後の権利行使価格で記載しております。

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。
- (2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

(権利確定日後の会計処理)

- (3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。
- (4) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (平成29年6月30日) | 当事業年度 (平成30年6月30日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 減価償却超過額 | 2,187千円 | 4,074千円 |
| 貸倒引当金 | 2,284 | 3,107 |
| 未払社会保険料 | 1,621 | 3,223 |
| 賞与引当金 | - | 6,222 |
| 繰越欠損金 | - | 23,625 |
| その他 | 1,742 | 3,671 |
| 繰延税金資産小計 | 7,836 | 43,924 |
| 評価性引当額 | 2,014 | 37,832 |
| 繰延税金資産合計 | 5,821 | 6,092 |
| 繰延税金負債 | | |
| 未収還付法人税 | 936 | - |
| その他有価証券評価差額金 | 63 | - |
| 繰延税金負債計 | 999 | - |
| 繰延税金資産純額 | 4,821 | 6,092 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 (平成29年6月30日) | 当事業年度 (平成30年6月30日) |
|--------------------|-----------------------|-----------------------|
| 法定実効税率 (調整) | 30.7% | 30.7% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.3 | 0.7 |
| 住民税均等割 | 22.2 | 6.8 |
| 評価性引当額の増減 | 0.7 | 29.7 |
| 税額控除 | 2.2 | - |
| その他 | 0.2 | 0.7 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 52.9 | 5.8 |

(注) 当事業年度は税引前当期純損失のため、法定実効税率を (マイナス) として記載しております。

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項

前事業年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

当社が有している関連会社は、利益基準及び剰余金基準からみて重要性が乏しい会社であるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有していないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、本社事務所の不動産賃貸契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、当該賃貸契約の敷金計上額に関連する部分について、当該資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、PPS事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。なお、PPS事業とは、パブリック・プライベート・シェアリング事業の略称であります。

【関連情報】

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高が存在しないため、記載事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書上の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月30日) | 当事業年度 (自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 6月30日) |
|---------------------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 409円56銭 | 317円23銭 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失() | 12円89銭 | 92円14銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 12円56銭 | - |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当事業年度は潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月30日) | 当事業年度 (自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 6月30日) |
|---|---|---|
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 | | |
| 当期純利益又は当期純損失()(千円) | 17,949 | 128,457 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益又は当期純損失()(千円) | 17,949 | 128,457 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 1,392,995 | 1,394,118 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | | |
| 当期純利益調整額(千円) | - | - |
| 普通株式増加数(株) | 36,095 | - |
| (うち新株予約権(株)) | (36,095) | (-) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | - | 株式会社ホープ 2017年度第2回新株予約権(新株予約権の数695個)及び株式会社ホープ 2018年度第1回新株予約権(新株予約権の数1,185個)。 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円) | 当期償却額 (千円) | 差引当期末残 高(千円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------------------------|---------------|-----------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 6,771 | 650 | - | 7,421 | 5,640 | 920 | 1,781 |
| 車両運搬具 | 1,529 | 1,630 | 1,422 | 1,737 | 213 | 223 | 1,524 |
| 工具、器具及び備品 | 9,568 | 6,610 | - | 16,179 | 9,672 | 3,423 | 6,506 |
| 有形固定資産計 | 17,870 | 8,890 | 1,422 | 25,338 | 15,526 | 4,567 | 9,812 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| ソフトウェア | 41,198 | - | 7,782(7,362) | 33,415 | 23,493 | 7,334 | 9,921 |
| 無形固定資産 | 41,198 | - | 7,782(7,362) | 33,415 | 23,493 | 7,334 | 9,921 |

(注) 「当期減少額」の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-------------------------|---------------|---------------|-------------|-----------|
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 8,756 | 39,996 | 0.5 | - |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。) | - | 140,006 | 0.5 | 平成31年~34年 |
| 合計 | 8,756 | 180,002 | - | - |

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

| | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | 43,329 | 39,996 | 39,996 | 16,685 |

【引当金明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (目的使用) (千円) | 当期減少額 (その他) (千円) | 当期末残高 (千円) |
|-------|---------------|---------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 貸倒引当金 | 7,492 | 2,920 | - | 209 | 10,202 |
| 賞与引当金 | - | 20,429 | - | - | 20,429 |

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は債権の回収による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、不動産賃借契約の敷金計上額に関連する部分について、当該資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

| 区分 | 金額(千円) |
|------|---------|
| 現金 | 200 |
| 預金 | |
| 普通預金 | 431,877 |
| 定期預金 | 11,014 |
| 小計 | 442,891 |
| 合計 | 443,091 |

ロ．売掛金

相手先別内訳

| 相手先 | 金額(千円) |
|--------------|---------|
| (株)ゆうネット西日本 | 7,915 |
| 積水化学工業(株) | 5,648 |
| (株)オークマ | 4,454 |
| (株)北海道博報堂 | 2,700 |
| (株)東急エージェンシー | 2,524 |
| その他 | 367,665 |
| 合計 | 390,907 |

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 当期首残高 (千円) | 当期発生高 (千円) | 当期回収高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 回収率(%) | 滞留期間(日) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|------------------------------------|---|
| (A) | (B) | (C) | (D) | $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$ | $\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$ |
| 289,881 | 2,451,324 | 2,350,298 | 390,907 | 85.74 | 50.68 |

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記「当期発生高」には消費税等が含まれておりません。

八．商品及び製品

| 品目 | 金額（千円） |
|------|---------|
| 広告枠 | 892,252 |
| 広告原稿 | 3,821 |
| その他 | 477 |
| 合計 | 896,551 |

二．仕掛品

| 品目 | 金額（千円） |
|------|--------|
| 冊子制作 | 258 |
| 合計 | 258 |

ホ．貯蔵品

| 品目 | 金額（千円） |
|----------|--------|
| 切手、収入印紙等 | 157 |
| 合計 | 157 |

流動負債
 イ．買掛金

| 相手先 | 金額(千円) |
|---------|-----------|
| 神戸市 | 75,720 |
| 兵庫県 | 73,461 |
| 神奈川県 | 54,646 |
| 大阪府 | 52,986 |
| 凸版印刷(株) | 46,354 |
| その他 | 712,302 |
| 合計 | 1,015,471 |

ロ．前受金

| 相手先 | 金額(千円) |
|------------|---------|
| (株)Agoora | 3,802 |
| (株)リジョン | 2,041 |
| 名古屋大原学園静岡校 | 1,900 |
| 医療法人桜十字病院 | 1,566 |
| 医療法人社団和恵会 | 1,458 |
| その他 | 102,163 |
| 合計 | 112,932 |

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

| (累計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 当事業年度 |
|---------------------------|---------|---------|-----------|-----------|
| 売上高(千円) | 378,262 | 826,175 | 1,326,454 | 2,269,467 |
| 税引前四半期(当期)純損失 ()(千円) | 106,127 | 198,011 | 282,224 | 121,406 |
| 四半期(当期)純損失() (千円) | 107,837 | 200,916 | 287,217 | 128,457 |
| 1株当たり四半期(当期)純 損失()(円) | 77.35 | 144.12 | 206.02 | 92.14 |

| (会計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
|--|-------|-------|-------|--------|
| 1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失 ()(円) | 77.35 | 66.76 | 61.90 | 113.88 |

第6【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|------------|---|
| 事業年度 | 7月1日から6月30日まで |
| 定時株主総会 | 事業年度終了後3か月以内 |
| 基準日 | 6月30日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 12月31日、6月30日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 |
| 取次所 | - |
| 買取手数料 | 無料 |
| 公告掲載方法 | 電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.zaigenkakuho.com |
| 株主に対する特典 | (株主優待制度) 1. 対象となる株主 平成30年6月末時点で、株主名簿に記載された100株以上の保有株主 2. 優待内容 対象株主の中から抽選で、長崎県大村市の特産品を謹呈。 満開コース(5名様) ペーパーナイフ 開花コース(25名様) ジュース飲み比べセット 葉桜コース(120名様) 大村まちおこしカレー(天正夢カレー) 又は 鶏ピー飯 |

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第24期（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日） 平成29年9月28日福岡財務支局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第24期（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日） 平成29年9月28日福岡財務支局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第25期第1四半期）（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日） 平成29年11月14日福岡財務支局長に提出。

（第25期第2四半期）（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日） 平成30年2月14日福岡財務支局長に提出。

（第25期第3四半期）（自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日） 平成30年5月14日福岡財務支局長に提出。

(4) 臨時報告書

・平成30年1月17日福岡財務支局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年9月27日

株式会社ホープ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川畑 秀二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西元 浩文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホープの平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホープの平成30年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。